

第 34 回納本制度審議会 会次第

- ◇ 日時 令和 3 年 3 月 25 日（木） 14 時開催
- ◇ 形式 Web 会議システムによるリモート開催

会次第

1. オンライン資料の補償に関する小委員会の審議経過及び報告書について
2. 納本制度審議会答申「オンライン資料の制度収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」（案）について
3. 今後の日程について

第 34 回納本制度審議会配付資料

ページ

(資料 1) 納本制度審議会委員・専門委員名簿-----	1
(資料 2) 令和 2 年度第 4 回オンライン資料の補償に関する小委員会における 審議の概要について -----	2-4
(資料 3) 令和 2 年度第 5 回オンライン資料の補償に関する小委員会における 審議の概要について -----	5-6
(資料 4) オンライン資料の補償に関する小委員会報告書の概要 -----	7
(資料 5) オンライン資料の補償に関する小委員会報告書 -----	8-32
(資料 6) 納本制度審議会答申「オンライン資料の制度収集を行うに当たって 補償すべき費用の内容について」(案) -----	33-64
(参考資料 1) 第 33 回納本制度審議会議事録-----	65-74
(参考資料 2) 国立国会図書館法に規定する制度に基づく資料収集イメージ図 -----	75
(参考資料 3) 有償等オンライン資料制度収集に向けた課題の整理について -----	76-79
(参考資料 4) 国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）（抄） -----	80-87
(参考資料 5) 納本制度審議会規程（平成 9 年国立国会図書館規程第 1 号） -----	88-89
(参考資料 6) 納本制度審議会議事運営規則（平成 11 年 6 月 7 日納本制度審議会制定） ----	90-91
(参考資料 7) 国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程 （平成 25 年国立国会図書館規程第 1 号） -----	92-93
(参考資料 8) 国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件 （平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号） -----	94-96
(参考資料 9) 国立国会図書館法第 25 条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件 （昭和 50 年国立国会図書館告示第 1 号） -----	97-98

納本制度審議会委員・専門委員名簿（五十音順）
（令和 2 年 7 月 29 日現在）

会 長		さいとう まこと 齋藤 誠	東京大学大学院法学政治学研究科教授
会長代理	◇ ●	ふくい けんさく 福井 健策	弁護士
委 員	○	うえむら やしお 植村 八潮	専修大学文学部教授
	◇	えがみ せつこ 江上 節子	武蔵大学社会学部教授
		えぐさ さだはる 江草 貞治	株式会社有斐閣代表取締役社長
	○	えんどう かおる 遠藤 薫	学習院大学法学部教授
	◆ ○	おくむら こうじ 奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	◇	おの であら まさる 小野寺 優	一般社団法人日本書籍出版協会理事長
	◇	しげむら ひろふみ 重村 博文	一般社団法人日本レコード協会会長
	○	しばの きょうこ 柴野 京子	上智大学文学部新聞学科准教授
	○	ながえ あきら 永江 朗	日本文藝家協会電子書籍出版検討委員会委員
	◇ ○	ねもと あきら 根本 彰	東京大学名誉教授
		ひらばやし あきら 平林 彰	一般社団法人日本出版取次協会会長
	◇	ほりうち まるえ 堀内 丸恵	一般社団法人日本雑誌協会理事長
		やまぐち としかず 山口 寿一	一般社団法人日本新聞協会会長
専門委員	○	さ さ き りゅういち 佐々木 隆一	一般社団法人電子出版制作・流通協議会監事
	○	ひぐち せいいち 樋口 清一	一般社団法人日本書籍出版協会専務理事兼事務局長

（委員 15 名、専門委員 2 名）

- (注) ◆：代償金部会長
◇：代償金部会所属委員
●：オンライン資料の補償に関する小委員会小委員長
○：オンライン資料の補償に関する小委員会所属委員・専門委員

令和 3 年 2 月
オンライン資料の補償に関する
小委員会小委員長

令和 2 年度第 4 回オンライン資料の補償に関する小委員会における審議の概要について

令和 2 年度第 4 回オンライン資料の補償に関する小委員会が開催されたので、調査審議の経過を次のとおり報告する。

1 開催日時

令和 3 年 2 月 17 日（水）10 時から 11 時 45 分まで

2 形式

Web 会議システムによるリモート開催

3 出席委員

福井小委員長、植村委員、遠藤委員、奥邨委員、柴野委員、永江委員、根本委員、佐々木専門委員、樋口専門委員

4 議事の概要

小委員会報告書の取りまとめに向けた審議が行われた。主な発言は次のとおりである。

① 収集対象について

- 現行制度では、特定のコード（ISBN、ISSN、DOI）が付与されているもの「又は」特定のフォーマット（PDF、EPUB、DAISY）で記録されているオンライン資料を収集対象としているが、国立国会図書館法に規定されている文化財の蓄積及び利用という収集目的に鑑みると、収集対象が適切に定義されているのか疑義がある。出版社や新聞社のインターネット配信コンテンツのように、有体物であれば納本対象となる内容のものが収集対象から漏れる可能性がある一方で、個人のブログに掲載された PDF まで収集対象に含まれる可能性がある。オンライン資料の収集実績として示されている 74,000 点には、どのようなものが含まれているのか。
- 元々、幅広くインターネット上で流通している情報の収集、ウェブアーカイビングというものを見据えて議論を始めたが、情報発信者が意図しないタイミングで国により情報が固定され長く保存されるようになった場合に、表現行為自体が萎縮してしまう恐れがあるという問題が指摘され、固定の意思をもって発行された旧来の出版物の延長線上にある図書又は逐次刊行物に相当するものの収集にフォーカスを絞った経緯がある。また、特定コードの付与が徹底されていないことから、特定のコードあり「かつ」特定フォーマットと定義すると、収集範囲が狭くなり過ぎる懸念があった。PDF ファイルの全てが収集対象というわけではなく、機密扱いのものや簡易なものは除かれる。収集実績 74,000 点のほとんどは、無償かつ DRM 無しで公開されている PDF 形式のもので、学会誌、事業報告書、年報等が多く、その他にも、紀要、技報、ニューズレター等、図書や逐次刊行物に相当する資料を幅広く収集している。これとは別に、公的機関についてはウェブサイトごと収集しており、そこから取り出したオンライン資料に相当するもの等を加えると、国立国会図書館デジタルコレクションを通じて提供している電子書籍・電子雑誌は、昨年度末時点で約 1,250,000 点である。
- オンライン資料の定義から外れるウェブサイトにも、内容的には収集対象とすべきものがある。表現の萎縮の問題が挙げられたが、納本制度の開始当初も同様の問題があ

り、検閲ではなく文化財の蓄積なのだと諄々と説いて理解を得た結果として今がある。NDLにはインターネット情報の収集においても覚悟を持って臨みたい。

- 平成 30 年に文部科学省が子供の読書活動の推進に関する基本的計画を策定した際、これからの子どもの読書活動には電子書籍等の情報通信技術を用いた読書を含むものとした背景には、若者に浸透している小説投稿サイト（いわゆる「なろう系」）の存在がある。読書活動を広くとらえた場合に、オンライン資料の定義や制度収集の枠組みの中で小説投稿サイトがどこに位置付けられるのかという問いは、必ず出てくるだろう。今は、平成 24 年に考えた枠組みの中で早急に結論を出すことに意味があるが、次の段階として、オンライン資料の定義の外にあるものを全て収集対象外とするのではなく、ビジネスとして成り立っているコンテンツを収集する枠組みを考える必要がある。
- 当初、個人的にはインターネット情報の網羅的収集に賛成していたが、審議会における議論の中で、そこまでは収集範囲を広げられないという一つの結論が出て、現在のオンライン資料の定義となり、館法改正が行われたものである。今回の報告書は、それを前提としてまとめるしかないが、収集すべき対象については今後とも不断の議論が必要であることを報告書の中に表現できないか検討したい。
- 優先的に収集すべき「資料」という表現だと、内容で優劣をつけるかのような誤解を生じかねない。形式に着目する意味で優先的に収集すべき「バージョン」と表現すると紛れがないだろう。
- 「汎用性」があるものを優先的に収集すべきとしたのは、再生環境に着目すれば専用環境を必要としない方、アクセシビリティに着目すればテキスト情報がある方というように、より広い使い方が可能なものを集めるという趣旨である。

② 収集除外について

- NDL が収集しないリポジトリのコンテンツについても、統合的検索サービスにより所在が判明し、リンクにより本文情報へナビゲートされるものと理解した。
- 運営目的に文化財の蓄積及び利用が含まれることをリポジトリ認定要件とするが、何を収録するかは任意である。リポジトリに収録されていないコンテンツは、NDL の収集対象である。
- 複数法人の委託を受けた営利法人をリポジトリ運営事業者として認める場合、同一グループ内の企業であっても複数法人と考えられるか。単に複数法人というだけでなく、参加できる者を限定しないという条件付けもあり得るかもしれない。
- 相互の独立性がない複数法人を形式的に揃えただけでリポジトリと認めてしまっただけは意味がない。例えば「独立の」複数法人のように、安全弁になり得る表現を加えてはどうか。
- ダミー会社による複数法人を装った収集逃れを防ぐという趣旨からすると、「独立の」複数法人くらいの表現がよいだろう。制度開始時点では、包括的な概念の方が運用しやすいのではないか。
- J-STAGE の場合、希望する者は誰でも参加可能である。電書協が構築を予定しているリポジトリについても、最初は加盟社のみで小さく始めるとしても、いずれ加盟社以外にも門戸を開く想定ということなら、そこはぜひ実現してもらいたい。
- 運営体制の要件として、国立国会図書館との連絡窓口を明示し維持することを規定してはどうか。覚書の方でもよいので、定めがあると運用しやすいだろう。
- 運営能力の要件として、過去の実績に加えて、今後も安定的運営が見込まれる旨を加えてはどうか。
- リポジトリの運営停止や配信停止に伴う NDL へのコンテンツ移管は、発行者（本来の提供義務者）の代理で行うものとして整理されると理解した。倒産に伴う運営停止の

場合、差し押さえ等の理由により、NDL へのコンテンツ移管が確実に行われるか懸念がある。事業報告書や財務諸表による運営安定性の確認は、リポジトリ認定時だけでなく、定期的に行う方がよいだろう。

- リポジトリからの定期的な運用状況報告に際して、コンテンツの異同に係る情報の他に何を含めるか、財務諸表の提出も選択肢として、具体的な運用を検討したい。
- NDL へのオンライン資料の提供は複製であり、知的財産権には影響を及ぼさないが、差し押さえや仮処分の対象は幅広になる可能性があり、一時的に複製すら制限される事態はあり得るかもしれない。仮に、リポジトリ運営事業者が代理提供できない場合でも、元の発行者の提供義務は残るだろう。
- 差し押さえのような特殊な事情の場合に、一時的にコンテンツの利用が停止することはやむを得ないだろう。仮に、コンテンツに係る権利が他者へ移転し、再び世の中に発行されたら、改めて NDL への提供義務が発生する。
- リポジトリの運営停止に伴い、元の発行者の提供義務が復活しても、既に発行者の手元にはデータがない可能性がある。リポジトリの運営停止に備えて発行者がデータを保管し続けるのは困難であり、発行者としても信頼できるリポジトリを選んで預けなければならないということだろう。
- 電書協が構築予定のリポジトリでは、コンテンツ提供者（発行者）、著作権者、リポジトリ運営事業者の間で、運営停止時の NDL へのコンテンツ提供が担保できる契約内容も検討されているようである。リポジトリ運営事業者には、NDL へのコンテンツ移管を含めて権利関係をクリアしておくことが求められる。

③ その他

- 元号のみの記載は分かり難く、西暦を併記してはどうか。
- TTS（音声読み上げサービス）のような視覚障害者向けサービスを含め、収集した資料の利用は無制限に行えるものではなく、一定の範囲を超える利用については、権利者との丁寧な協議が必要である。

(以上)

令和 3 年 3 月
オンライン資料の補償に関する
小委員会小委員長

令和 2 年度第 5 回オンライン資料の補償に関する小委員会における審議の概要について

1 開催日時

令和 3 年 3 月 5 日（金）10 時から 11 時 10 分まで

2 形式

Web 会議システムによるリモート開催

3 出席委員

福井小委員長、植村委員、遠藤委員、奥邨委員、柴野委員、永江委員、根本委員、佐々木専門委員、樋口専門委員

4 議事の概要

小委員会報告書の取りまとめに向けた審議が行われた。主な発言は次のとおりである。

① 収集対象について

- 現行制度では、インターネット等により利用可能とされる図書又は逐次刊行物に相当するものをオンライン資料とし、具体的には、特定のコード（ISBN、ISSN、DOI）が付与されているもの又は特定のフォーマット（PDF、EPUB、DAISY）で記録されているものを収集対象としている。しかし、文化財の蓄積及び利用という収集目的に鑑みると、新聞記事や雑誌記事に相当するニュースサイトのコンテンツが収集対象から漏れるのは構わないのか。それらは収集対象にならない「簡易なもの」なのだろうか。また、納本制度において収集対象とされている図書、逐次刊行物以外のもの（小冊子、楽譜、地図、映画フィルム、文書・図画、蓄音機用レコード等）に相当するデジタルコンテンツが放置されている状況でよいのか。ジャパンサーチの運用が開始され、他のデジタルアーカイブ機関との分担・連携を明確に考えるべき時期ではないか。これらについて残された課題として報告書に入れていただきたい。
- 前提として、国立国会図書館法（以下「館法」という。）第 24 条第 1 項第 1 号から第 9 号まで（図書、逐次刊行物、パッケージ系電子出版物等）は、納本制度における収集対象を規定しているものであり、それとは別途、館法第 25 条の 4 第 1 項においてオンライン資料（図書又は逐次刊行物に相当するもの）を規定しており、その収集の在り方について、この小委員会においてご議論いただいているものである。また、国立国会図書館では、館法に規定する制度に基づく収集以外にも、許諾や契約に基づく収集を行っており、オンライン資料の定義から外れるものについても、必要に応じて、相手方の理解を得た上で制度によらず収集していくものと考えている。
- 平成 24 年の館法改正で図書又は逐次刊行物に相当するオンライン資料を収集するという枠組みを作ってから、状況は変化している。前回の小委員会で言及した小説投稿サイト（いわゆる「なろう系」）のように、オンライン資料の定義の外にあるものの収集についても課題として挙げてよいのではないかと。冊子体からウェブ版に切り替わったものを収集する場合、PDF で公開される技報等は、収集すべきオンライン資料として分かりやすかった。しかし、当時想定した以上に、ウェブのみで公開される社会的に重要なコンテンツが増えてきており、特に、逐次刊行物に相当する領域は広がっている。例えばニュースサイトのコンテンツはオンライン資料に該当するのかが。
- ニュースサイトのコンテンツは、内容としては図書又は逐次刊行物に相当するものと

思われる。しかし、所定のコード又はフォーマットを要件とするオンライン資料の外形定義から外れるため、民間が公開するウェブサイト情報として制度に基づく収集の対象外となる。

- ISSN等の標準的な識別子が付与され、発行者において出版物として管理しているニュースサイトやウェブマガジンは、制度に基づく収集の対象に含まれる。発行者側に対し、標準的な識別子の付与について戦略的な広報を行うことも必要だと考えている。
- 報告書において、オンライン資料の外形基準であるコードとフォーマットの定義については、出版流通状況の変化等に応じて不断に見直しを行うことが重要である旨を記載している。概念としては逐次刊行物に相当するが現在の外形定義からは外れるものへの対応については、この記載によって必要性を指摘しており、まさに、不断の見直しを行うことが望まれる。
- NDL-HP等で制度収集について説明している概念図では、オンライン資料から外れる部分を「ウェブサイト」と表記しているが、アプリケーションのみで利用するコンテンツが増えてきたことを踏まえて概念を見直すことも考えられる。
- 民間が公開するオンライン資料（図書又は逐次刊行物に相当するもの）に該当しない情報は、現行法規において収集対象となっておらず、今回の諮問の対象にも含まれない。ただし重要な課題である。オンライン資料の補償に関する小委員会で扱うべき範囲を超えていることから、報告書において言及するのではなく、今度の納本制度審議会において小委員会の審議経過を報告する際に参考意見として紹介することとしたい。
- 本日の審議経過を追記した小委員会報告書の確定版を整え、次の審議会に提出する。

② その他

- 平成22年の納本制度審議会答申では、オンライン資料を「広く公衆に利用可能とした者」が国立国会図書館への提供の義務を負うものとし、館法第25条の4においては、「公衆」に利用可能とされたオンライン資料を収集対象と規定している。この「公衆」の指す範囲について、例えば著作権法においては「特定かつ多数の者を含む」と明示されているところ、館法では明示されていない。仮に、館法における「公衆」の範囲に特定多数の者を含まないものと解すると、資格審査を経て利用可能となる会員限定のオンライン資料（学協会員向けの資料等）が収集対象外となり、有体物の資料を対象とする納本制度において特定多数向けの資料も収集対象としていることとのバランスを欠く。有償等オンライン資料収集に向けて検討する過程において、「公衆」の定義を明確化する必要性があり改めて確認するが、国立国会図書館として、「特定かつ多数の者」に向けて利用可能とされたオンライン資料も収集すべきであるという考え方でよろしいか。なお、機密情報に該当するものについては、収集の対象から除くことが館法において規定されている。
- 「公衆」あるいは「不特定多数」には、「不特定かつ多数」と「不特定又は多数」という2つの考え方がある。著作権法における「公衆」は「不特定又は多数」を指し、会員や個人的なつながりが強い特定の人々でも多数に及べば「公衆」であるという考え方である。国立国会図書館が何を収集すべきかという観点に立てば、機密情報に該当しない限りは、特定多数向けのオンライン資料も収集対象にすべきであろうことに異論はない。

(以上)

オンライン資料の補償に関する小委員会報告書の概要

オンライン資料の制度収集を行うに当たって補償すべき費用の内容に関するオンライン資料の補償に関する小委員会報告書の概要は、以下のとおりである。

1. 収集対象

- 収集対象となる有償等オンライン資料を規定するための外形基準は現行制度を踏襲するが¹、オンライン資料全般について出版流通状況の変化等に応じて不断に見直すことが重要である。
- 市場において DRM が付された状態で流通しているオンライン資料についても、DRM が付されていない状態のファイルを収集する。
- 同一内容が複数フォーマットで流通している場合、代表的バージョンを優先的に収集する運用が考えられる。

2. 収集除外

- 営利企業で構成される組織が運営するリポジトリを、国立国会図書館法その他の適用法規の定めるところにより収集対象から除くことができるもの²と認定するには、長期継続性、利用の担保、コンテンツの保全の観点であらかじめ確認し、コンテンツの散逸防止やメタデータ連携についても覚書等により担保する必要がある。

3. 利用等

- 有形の図書館資料と同等の利用（同時アクセス制御のうえ館内閲覧、著作権法で認められる範囲内のプリントアウト）であれば、出版ビジネスの阻害や権利侵害には当たらない。
- 出版業界には、将来的な利用拡大、特に外部送信に対する懸念や不安がある。
- 関係する権利者の利益保護と一般利用者の利便性向上という両面への配慮が必要である。
- 有形・無形を問わずに日本国内で発行された出版物を統合的に検索する仕組みやアクセシビリティへの配慮が必要である。

4. 補償

- ファイル本体について、提供するための複製費用は軽微であり、また、有形の図書館資料と同等の利用を前提とすれば特別な経済的損失は発生しないため、補償を要しない。
- 提供に係る手続費用について、最小限の作業（メタデータ付与、送信等）に限れば軽微であり、また、DRM が付される前のファイル提供を前提とすれば DRM 解除に係る特別な作業は発生しないため、補償を要しない。
- 記録媒体に格納して送付する場合の媒体費用と送料については、補償が必要である。
- 制度収集の実効性を高めるためには、金銭的補償にこだわらず、政策的補償に相当するインセンティブが必要である。著作の真正性の証明、データバックアップ機能、統合的検索サービスから本文情報へのナビゲートがインセンティブとして期待される。

¹ 特定のコード（ISBN、ISSN、DOI）が付与されているもの又は特定のフォーマット（PDF、EPUB、DAISY）で記録されているものを、収集対象としている。

² 長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的とし、特段の事情なく消去されないと認められるものは、収集対象から除かれる。また、機密扱いのもの、簡易なもの、既に収集済のオンライン資料と内容に増減・変更がないもの、申込み・承諾等の事務が目的であるもの、紙の図書・雑誌と同一版面である旨の申出があったもの（申出があり、確認された場合のみ）も、収集対象から除かれる。

オンライン資料の補償に関する小委員会 報告書

目次

1	はじめに	1
1.1	本報告書の目的及び構成	1
1.2	用語	2
2	本報告書に至る経緯	2
2.1	納本制度と電子出版物	3
2.2	オンライン資料収集に係る調査審議経過	4
2.3	平成 24 年中間答申の概要	4
2.4	有償等オンライン資料収集に係る調査審議の経過	5
3	有償等オンライン資料の制度収集	6
3.1	収集の対象及び方法	6
3.1.1	コード及びフォーマット	6
3.1.2	DRM	6
3.1.3	バージョン違い及び優先的収集対象バージョン	7
3.1.4	収集方法	7
3.2	収集除外の対象及び要件	8
3.2.1	同一版面	8
3.2.2	リポジトリ	8
3.3	利用の態様	9
3.3.1	閲覧	9
3.3.2	複製	9
3.3.3	民間ビジネスへの配慮と社会的ニーズへの対応	9
3.4	その他	9
3.4.1	出版情報の可視化	9
3.4.2	アクセシビリティへの配慮	10
4	有償等オンライン資料の制度収集を行うに当たっての補償	10
4.1	ファイル本体	10
4.2	提供に係る手続費用	10
4.3	政策的補償その他のインセンティブ	11
5	おわりに	11
	補論	13
(1)	優先的に収集すべきバージョンの選定基準	13
(2)	収集除外とすることができるリポジトリの認定基準	14
(3)	覚書の標準記載事項	16
	諮問書	18
	納本制度審議会委員・専門委員名簿	19
	調査審議の経過	20

1 はじめに

近年の目覚ましい情報通信技術の発展は、私たちの生活様式に様々な変化をもたらした。出版分野においても、これまで有形の出版物として流通していた図書や雑誌が、インターネットを通じて無形の電子出版物として流通するようになり、読書の在り方も多様化した。一方において、2010年代には乱立した電子書店の廃業が相次ぎ、それに伴い電子出版物の閲覧が出来なくなるなど¹、拡大するデジタル文化圏は「オンライン資料の散逸・消滅」という新たな課題にも直面している。そして、図書館—伝統的に書籍や雑誌等の印刷物を収集・蓄積し、利用に供するとともに、未来に向けて保存・蓄積をする機関—²に求められる役割も変化してきている。

国立国会図書館においては、インターネット等で出版（公開）される電子出版物のうち、図書又は逐次刊行物に相当するもの（電子書籍・電子雑誌等）をオンライン資料と定義し、それをいかにして収集・保存し、利用に供すべきかという極めて重要な課題と向き合い、検討を行ってきた。納本制度審議会においても、国立国会図書館長からの諮問に応じ、長きにわたり関連する調査審議を行ってきたところである。その成果である本報告書が、国立国会図書館によるオンライン資料収集の実施や広く社会全体の連携協力に向けた道しるべとなり、もって国民共有の文化財の蓄積と未来への継承に寄与することを期待する。

1.1 本報告書の目的及び構成

本報告書は、平成23（2011）年9月20日の第21回納本制度審議会において、国立国会図書館長から諮問がなされた「平成22年6月7日付け納本制度審議会答申『オンライン資料の収集に関する制度の在り方について』におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」に対する調査審議の結果を取りまとめたものである。

本報告書の1において、記述の前提となる事項を示す。2において、これまでの関連諮問及び答申の概要を示し、納本制度とオンライン資料収集制度の関係についても紹介する。3において、オンライン資料、取り分け有償又はDRMが付されたオンライン資料（以下「有償等オンライン資料」という。）の制度的収集の在り方について、収集、収集除外、利用の観点で論じた上で、4において、必要となる補償の内容について示す。5において、国立国会図書館に求められる役割について述べる。

また、オンライン資料収集の実効性担保に資するため、補論として、優先的に収集すべきバージョンの選定基準、収集除外とすることができるリポジトリの認定基準及び覚書標準記載事項を示す。

¹ 沢辺均『電子書籍の制作と販売』（ポット出版、2018.3）p.53によれば、平成23（2011）年以降にサービスを終了した主な国内電子書店は23に及び、うち16例においては特設他サービスとの統合などの事業継承は行われていない。その場合、一部の電子出版物は市場から姿を消し、あるいは購入済み出版物の閲覧に支障を来した可能性がある。海外でも2019年7月、Microsoft社のオンラインストア「Microsoft Store」が電子書籍の取扱いを終了し、購入済の電子書籍も閲覧不能となったのは記憶に新しい。<<https://support.microsoft.com/en-us/account-billing/books-in-microsoft-store-faq-ff0b7b84-7052-4088-9262-d7e4ee22419c>> また、2009年7月、Amazon社がKindleのユーザ本棚から無断で特定作品を削除し、閲覧不能となった事例も報道されている。<<https://current.ndl.go.jp/node/14332>>

² 納本制度審議会答申「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」（平成22（2010）年6月7日）（以下「平成22年答申」という。）<https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/council/s_toushin_5.pdf> p.1

1.2 用語

本報告書で使用する用語・概念は、原則として、関連する過去の答申において使用しているものと同一である。特に基本的な用語・概念は、次のとおりである。

① 電子出版物

電磁的媒体を用いて公表される文字、音、映像又はプログラム。

② パッケージ系電子出版物

電子出版物のうち、有形の記録媒体を用いて公表される出版物。

③ ネットワーク系電子出版物

電子出版物のうち、通信等により公表される出版物。「通信等」には、最も広義では放送が含まれることから、ネットワーク系電子出版物には、放送番組を含むことになる。

④ インターネット資料

ネットワーク系電子出版物のうち、インターネットにより利用可能となっている情報。

⑤ オンライン資料

ネットワーク系電子出版物のうち、インターネット等により利用可能となっている情報で、図書、逐次刊行物に相当する情報（電子書籍・電子雑誌等）。

⑥ 制度収集

法律上の義務に基づく収集の仕組みをいう。

⑦ DRM

一般に DRM（Digital Rights Management、デジタル著作権管理）とは、デジタルコンテンツの著作権を保護する目的で、利用や複製を制御・制限する技術の総称である。この報告書では、最終製品であるオンライン資料に対して、(i) 長期にわたる保存、(ii) 保存のための複製、(iii) 複数の端末での閲覧のうち、少なくとも一つが不可能であるような制御・制限を行う措置を指して DRM(技術的制限手段)という。なお、納本制度審議会中間答申「オンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」(平成 24 (2012) 年 3 月 6 日)³ (以下「平成 24 年中間答申」という。) においては、フットプリント等のいわゆる「ソーシャル DRM」も含めて「DRM 等」とし、上記 (i)、(ii)、(iii) のいずれも可能である場合は「DRM 等」に含めないものとして取扱うことができると考えられるとしていた⁴。本報告書において、特に平成 24 年中間答申の内容を紹介する際は「DRM 等」とする。

2 本報告書に至る経緯

上記 1.1 で述べたとおり、本報告書は、平成 23 (2011) 年 9 月 20 日の諮問「平成 22 年 6 月 7 日付け納本制度審議会答申『オンライン資料の収集に関する制度の在り方について』におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」を

³ <https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/council/s_tyukantoushin.pdf>

⁴ 平成 24 年中間答申 p.2

受け、調査審議を行った結果である。諮問が行われることになった背景を含め、本報告書に至る経緯を以下に述べる。

2.1 納本制度と電子出版物

納本制度とは、図書等の出版物をその国の責任ある公的機関に納入することを発行者等に義務付ける制度のことである。我が国においては、昭和 23 (1948) 年の創設以来、国立国会図書館がこの制度を運用し、日本国内で発行された出版物を網羅的に収集し、国政審議に資するとともに、国民共有の文化財として蓄積し利用に供するという役割を担ってきた。

しかし、納本制度が創設された当時には存在しなかった電子出版物の普及に伴い、「はじめに」で描写した状況など、従来の納本制度の枠組みでは、国の中央図書館として求められる役割を十分に果たすことができない状況が徐々に顕在化していった。このため、国立国会図書館では、情報技術の進化や出版流通状況の変化に対応した納本制度の在り方を模索してきた。

その端緒は、平成 9 (1997) 年 3 月 3 日に、納本制度調査会（納本制度審議会の前身）に対して行われた 21 世紀を展望した納本制度の在り方、特に、電子出版物の納入に関する制度及び運用の在り方についての諮問である。この諮問を受けて、納本制度調査会や、その下部組織として設置された電子出版物部会及び法制部会において調査審議が行われ、平成 11 (1999) 年 2 月 22 日に、答申「21 世紀を展望した我が国の納本制度の在り方—電子出版物を中心に—」⁵（以下「平成 11 年答申」という。）が示された。この答申では、パッケージ系電子出版物を納本制度に組み入れて収集することが適当⁶とする一方で、ネットワーク系電子出版物については、現時点で納本制度に組み入れず、契約等による選択的収集に努めるべきであるとされた⁷。

平成 14 (2002) 年 3 月 1 日には、再度、ネットワーク系電子出版物の納本制度への組み入れについての諮問がなされ、納本制度審議会や、その下部組織として設置されたネットワーク系電子出版物小委員会及びネットワーク系電子出版物の収集の課題に関する小委員会による調査審議の結果、平成 16 (2004) 年 12 月 9 日に、答申「ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方について」⁸（以下「平成 16 年答申」という。）が示された。この答申においても、ネットワーク系電子出版物は納本制度に組み入れることは困難とされ⁹、新しい制度の在り方が示された¹⁰。

このように、平成 11 年答申、平成 16 年答申の双方において、ネットワーク系電子出版物を納本制度に組み入れないことが適当とされたのは、その収集に当たり、納本制度の根幹的要素を備え難いことが主な理由である。納本制度の根幹的要素とは、すなわち、到達義務（対象資料を館に到達させるところまで義務を負わせること。）、網羅性、発行者義務（対象資料の発行者のみに納入とその利用を受忍する義務を課すこと。）である¹¹。特に、網羅性の追

⁵ <<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1001007>>

⁶ 平成 11 年答申 p.26

⁷ 平成 11 年答申 p.43

⁸ <<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/999243>>

⁹ 平成 16 年答申 p.7

¹⁰ 平成 16 年答申 pp.8-36

¹¹ 平成 11 年答申 pp.9-15、平成 16 年答申 pp.5-7

求は困難であるという指摘は極めて現実的であり、その後、納本制度と一線を画す形で構築されたインターネット資料及びオンライン資料を収集する制度の性格を特徴付けることになったと言える。

なお、平成 11 年答申を受けて、国立国会図書館は、平成 12（2000）年 10 月 1 日からパッケージ系電子出版物の納本制度に基づく収集を開始し、平成 14（2002）年 4 月には国内発信のインターネット情報を対象として個別に許諾を得て収集・保存・提供を行う国立国会図書館インターネット情報選択的蓄積事業（WARP）を開始した。また、平成 16 年答申を受けて、平成 22（2010）年 4 月から、公的機関のインターネット資料（オンライン資料を含むウェブサイト全体）の全てを対象として制度に基づく収集・保存・提供を行う国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）¹²を行っている¹³。

2.2 オンライン資料収集に係る調査審議経過

公的機関が公開主体である情報については、上記のとおり、インターネット資料としてウェブサイトごと収集する制度が構築された。一方、民間が公開主体である情報については、平成 21（2009）年 10 月 13 日の第 17 回納本制度審議会において、私人がインターネット等により利用可能とした情報のうち、図書、逐次刊行物等に相当するオンライン資料を収集するための制度の在り方についての諮問がなされた。

これに対し、納本制度審議会や、その下部組織として設置されたオンライン資料の収集に関する小委員会による調査審議が行われ、平成 22 年答申が示された。この答申では、民間発行のオンライン資料を包括的に収集する制度を設けることが適当とし¹⁴、あわせて、収集対象資料、収集方法、収集に当たっての補償や円滑な運用のための制度の在り方について考察を行った¹⁵。

続いて、平成 23（2011）年 9 月 20 日の第 21 回納本制度審議会において、「平成 22 年 6 月 7 日付け納本制度審議会答申『オンライン資料の収集に関する制度の在り方について』におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」の諮問がなされた。この諮問は、国立国会図書館が平成 22 年答申に基づいて行うオンライン資料の制度収集に関して、費用補償の対象及び水準はいかなるものであるべきか、また、適正な補償額はいかにして算定すべきかについて、調査審議を求めるものであった。

これに対し、納本制度審議会や、その下部組織として設置されたオンライン資料の補償に関する小委員会（以下「オンライン小委員会」という。）による調査審議が行われ、平成 24 年中間答申が示された。

2.3 平成 24 年中間答申の概要

平成 24 年中間答申においては、オンライン資料を、有償であるか無償であるか、DRM 等

¹² < <https://warp.da.ndl.go.jp/> >

¹³ 国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）（以下「館法」という。）第 25 条の 3 第 2 項及び国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程（平成 21 年国立国会図書館規程第 5 号）第 1 条の規定に基づき、一部収集除外あり。

¹⁴ 平成 22 年答申 pp.12-13

¹⁵ 平成 22 年答申 pp.14-30

が付されているか否かの2つの軸によって、次のAからDの4種類の資料群に区分した上で、制度収集に伴う補償について考察した。

	無償	有償
DRM 等なし	A	B
DRM 等あり	D	C

このうち、無償かつ DRM 等が付されていない A 群のオンライン資料については、国立国会図書館へ提供するためのデータ複製費用は軽微であり、利用による経済的損失も発生しない（そもそも無償のものである。）ため、出版物本体に対する補償は不要であるとし、提供に係る事務費用のうち、必要最小限の項目に限ったメタデータの付与や送信作業に要する費用は軽微であるため無償、記録媒体（DVD 等）に格納し郵送する場合は、記録媒体と郵送に要する最小限度の実費を補償するのが妥当であるとした¹⁶。

また、B・C・D 群に相当する有償等オンライン資料については、A 群同様に複製費用は軽微であり、無償の D 群に限らず有償の B・C 群についても館内閲覧とプリントアウトの提供という利用形態であれば利用による経済的損失は軽微であり出版物本体に対する補償は不要であるとしつつ、有償の B・C 群については政策的補償その他のインセンティブの付与を行う余地があるとした¹⁷。提供に係る事務費用については、B 群は A 群と同様だが、C 群は大量提供に伴う作業負荷、C・D 群は DRM 等の解除に伴う作業負荷についても、さらに調査審議を行う必要があるとした¹⁸。

平成 24 年中間答申を受けて、国立国会図書館では、平成 25（2013）年 7 月から、オンライン資料収集制度（e デポ）を開始した。これは、民間発行の無償かつ DRM が付されていないオンライン資料に限定して収集するものであり、有償等オンライン資料については、当分の間、国立国会図書館への提供を免除するものとされている¹⁹。

2.4 有償等オンライン資料収集に係る調査審議の経過

平成 24 年中間答申において結論が得られなかった有償等オンライン資料の制度収集を行うに当たって補償すべき費用の内容については、引き続き、納本制度審議会及びオンライン小委員会において調査審議を行った。その一環として、外部有識者を招いたヒアリングも複数回実施した。調査審議の経過については、納本制度審議会の委員及び専門委員の名簿とともに、本報告書の末尾に記載した。

なお、有償等オンライン資料の収集に伴う補償の在り方や技術面の課題について検討するため、平成 27（2015）年 12 月から令和 2（2020）年 1 月にかけて、電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業（以下「実証実験」という。）が実施された。実証実験の結果からは電子

¹⁶ 平成 24 年中間答申 pp.9-11

¹⁷ 平成 24 年中間答申 pp.11-13

¹⁸ 平成 24 年中間答申 pp.12-13

¹⁹ 国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 32 号）附則第 2 条、国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程（平成 25 年国立国会図書館規程第 1 号）（以下「規程」という。）第 5 条

書籍を取り巻く環境について多くの知見が得られた。取り分け、市場において DRM が付された状態で流通しているものを DRM がない状態で収集する仕組み、文化財の蓄積及びその利用に資するという目的に対して民間との役割分担の観点も取り入れた収集対象の明確化、無制限な利活用（主に公共図書館等向け配信）に対する出版業界の懸念を払拭するための実効性のある利用提供に関するルール作り、補償やインセンティブを考える際の前提となる全体的に合理的で作業負荷の低い収集フローについては、さらなる検討の必要性を示す形で総括された。

3 有償等オンライン資料の制度収集

上記 2.3 で述べたとおり、民間発行のオンライン資料を収集する仕組み自体は既に構築されており、平成 25（2013）年 7 月から、無償かつ DRM の付されていないオンライン資料を対象とする制度収集が行われている。これにより、令和 2（2020）年 3 月末時点で、約 74,000 点のオンライン資料が収集され、インターネット資料として収集した公的機関のウェブサイトからオンライン資料に相当するものを取り出したもの等を加えれば、国立国会図書館デジタルコレクション²⁰を通じて提供されている電子書籍・電子雑誌は、令和 2（2020）年 3 月末時点で約 1,250,000 点である。この現行制度や、先行答申、実証実験の結果も踏まえて、残る有償等オンライン資料の収集の在り方について考察すると、以下のとおりである。

3.1 収集の対象及び方法

収集対象及び収集方法については、おおむね無償かつ DRM が付されていないオンライン資料の場合と同様で差し支えないものと考えられる。具体的には、以下のとおりである。

3.1.1 コード及びフォーマット

現行制度においては、特定のコード（ISBN、ISSN、DOI）が付与されているもの又は特定のフォーマット（PDF、EPUB、DAISY）で記録されているものを収集対象としている²¹。これは、オンライン資料のありようが多様で過渡的な状況も続く中、収集すべき「図書又は逐次刊行物に相当するもの」の外縁を一義的に確定するのは容易でないところ、国立国会図書館による制度収集の現実的運用や実効性の担保にも鑑みて、まずは外形的基準によって規定したものである。有償等オンライン資料についても、制度上はこの外形要件が踏襲される。

ただし、オンライン資料全般について、「1. はじめに」で記載した視点に立ち、出版流通状況の変化等に応じて、「図書又は逐次刊行物に相当するもの」を規定するコード及びフォーマットを不断に見直していくことが重要であろう。

また、流通しているフォーマットのまま収集することを原則とするが、長期的な保存・利用の観点から、特定のフォーマットに変換したものを収集することも考えられる²²。

3.1.2 DRM

DRM が付されたままのファイルを国立国会図書館が取り扱うことは、収集、保存、利用

²⁰ <<https://dl.ndl.go.jp/>>

²¹ 国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件（平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号）（以下「告示」という。）第 2 項及び第 3 項

²² 平成 22 年答申 pp.23-24

のいずれの観点でも困難であり、それは、実証実験の結果としても指摘されているところである。現行制度においては、DRMが付されていないオンライン資料のみを収集対象としているが、市場において DRM が付された状態で流通しているオンライン資料についても、DRMが付されていない状態のファイルを収集対象とすべきである。

出版者が元データを制作し、電子取次事業者又は電子書店が DRM を付した上で、電子書店が DRM 付きで配信するのが有償等オンライン資料の一般的な制作・流通フローとされているところ、原則として、国立国会図書館への提供義務を負うのは出版者であることから、出版者に対して DRM を付す前のファイルを提供するよう求めることには合理性も認められる。実務的には、提供義務を負う者の依頼に基づき、DRM が付されていないファイルを保持する電子取次事業者等が国立国会図書館への提供作業を代行することも想定されるであろう。

3.1.3 バージョン違い及び優先的収集対象バージョン

有形の出版物と同様に、オンライン資料にもバージョン違いが存在するが、その内容に増減又は変更がある場合、原則として、各バージョンを収集対象とすべきである²³。

特に、冊子体の「版違い」に相当する本質的な差異が認められる場合は、文化財の蓄積及びその利用に資するという収集目的²⁴に鑑みても、各バージョンを収集する必要がある。一方で、オンライン資料の性質上、冊子体の「刷違い」に相当する字句訂正等の軽微な差異が認められるバージョンが多数存在する場合や、同一内容が複数のフォーマットで流通している場合も多い。このような場合は、代表的なバージョンを優先的に収集する運用が考えられる²⁵。

また、オンライン資料の性質上、図書の一章や雑誌論文等、著作の一部分のみで流通している場合も多い。このような場合は、原則として流通単位で収集するものと考えられるが、著作の全体を一括したバージョンを収集できることが明らかな場合は、一部分のみのバージョンを収集対象から除外することも考えられる²⁶。

なお、上記のような優先的に収集すべきバージョンの選定基準については、本報告書の補論に示した。

3.1.4 収集方法

現行制度においては、収集プログラムを用いた「自動収集」、ウェブフォームからアップロードする「送信」、記録媒体に格納して郵送する「送付」の3つの収集方法が用意されている²⁷。有償等オンライン資料についても、この3方法を活用しつつ、大量提供の場合にはファイル転送システムを利用して提供できるようにする等、個別の事例に応じて提供者の作業負担を軽減するための配慮が求められる。

²³ 館法第25条の4第2項第2号。納本制度においても同様に規定されている。(館法第24条第3項)

²⁴ 館法第25条の4第1項

²⁵ 平成22年答申 pp.20-21。なお、パッケージ系電子出版物については、パッケージ系電子出版物の国立国会図書館法第25条第1項に規定する最良版の決定の基準及び方法に関する件(平成12年国立国会図書館告示第3号)において最良版の決定基準が定められている。

²⁶ 平成22年答申 p.20

²⁷ 館法第25条の4第2項第1号、規程第2条

3.2 収集除外の対象及び要件

現行制度においては、文化財の蓄積及びその利用に資するという収集目的の達成に支障がない場合に、収集対象から除外することが認められている²⁸。特に有償等オンライン資料の場合に注意すべき収集除外要件は、以下のとおりである。

3.2.1 同一版面

現行制度においては、「前に納入された図書又は逐次刊行物と同一の版面で構成されるものである」旨の「申出を受け」、「館長が確認した場合」、収集対象から除かれるものとされている²⁹。これは、単に内容が同じというだけではなく、レイアウトも含めて同一である場合（固定レイアウト型）に適用される概念であろう。有償等オンライン資料の場合、使用するデバイスによってレイアウトが変化するリフロー型が多く見られるが、これは同一版面には該当しないものと考えられる。

3.2.2 リポジトリ

現行制度においては、「長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的とし」、「特段の事情なく消去されないと認められるもの」は、収集対象から除かれるものとされている³⁰。これは、他の機関等において、国立国会図書館が主体となる場合と遜色なく、長期間にわたり保存し利用可能であると認められるものについては、国立国会図書館が重ねて収集・保存する必要性は低いという合理性に基づく規定であるとともに、オンライン資料を含めた電子出版物については、その性質上、国立国会図書館による網羅的な収集と保存が困難であるところ、他の機関等にも収集・保存の一端を担ってもらうことにより、社会全体として、できるだけ広範な資料の保全を目指すという、言わば役割分担の考えに基づく規定でもあろう。

現状、学術研究機関が運営するリポジトリ（以下「機関リポジトリ」という。）に収録されているコンテンツであれば、これに該当するものとして収集対象から除かれるが、営利企業で構成される組織が運営するリポジトリに収録されているコンテンツについても、要件への合致状況次第では、これに該当する可能性がある。ただし、安易に認めると、単なる「収集逃れ」を誘発し、オンライン資料収集の実効性が担保できない恐れもある。

このため、特に営利企業で構成される組織が運営するリポジトリについては、悪意のある者による「収集逃れ」を排除できるよう、その運営目的や運営体制、一般公衆あるいは国立国会図書館に対する利用提供方法をあらかじめ確認する必要がある。また、リポジトリに収録されるコンテンツの保存方法についても、修正や削除の求めがあった場合の対応方針の妥当性を含めて、あらかじめ確認する必要がある。

あわせて、オンライン資料の散逸を防ぐため、リポジトリ自体の運営停止や、何らかの理由による特定コンテンツの配信停止が発生した場合には、国立国会図書館や他のリポジトリへのコンテンツの移管が確実に行われる必要がある。配信停止コンテンツの情報共有のためにも、国立国会図書館へのリポジトリ運営状況に関する定期報告も必要となるであろう。また、リポジトリ収録コンテンツの存在を明らかにするため、国立国会図書館が運用する各種資料の統合的検索サービスとのメタデータ連携も行われるべきである。そしてこれ

²⁸ 館法第25条の4第2項第3号、規程第3条

²⁹ 規程第3条第2号

³⁰ 規程第3条第3号

らは、国立国会図書館とリポジトリ運営者による覚書等により担保される必要がある。

なお、営利企業で構成される組織が運営するリポジトリについて、機関リポジトリと同様に収集除外コンテンツを収録しているものとして認められる場合の基準及び認定に際して締結する覚書等において標準的に記載されるべき事項を、本報告書の補論に示した。

3.3 利用の態様

現行制度に基づき収集したオンライン資料については、国立国会図書館の施設内においてのみ閲覧可能であり、他の公共図書館等向けの送信やインターネット公開は行っていない。また、プリントアウトサービスの提供については準備中とされている。これを踏まえて有償等オンライン資料の利用について考察すると、以下のとおりである。

3.3.1 閲覧

有形の図書館資料と同等の利用形態、すなわち国立国会図書館の施設内において、複数の利用者からの同時アクセスを防いだ上で閲覧する形であれば、出版ビジネスを阻害するほどの影響は認められない。しかし、館内利用者に限らず、他の公共図書館等からも閲覧できる形で利用可能とする場合は、電子図書館サービス等の民間の出版ビジネスを阻害する可能性が認められる。これは、実証実験の結果においても指摘されているところである。

3.3.2 複製

有形の図書館資料と同様に、著作権法で認められる範囲内のプリントアウトは、著作権者の許諾を要せずに行うことが可能である。

3.3.3 民間ビジネスへの配慮と社会的ニーズへの対応

出版業界には、市場において有償で流通するオンライン資料を国立国会図書館が収集し利用に供することで、民間ビジネスに悪影響が及ぶのではないかという根強い不安や懸念が認められる。そして、その際に問題とされるのは、実際に行われている国立国会図書館の施設内に限った閲覧や、著作権法で認められる範囲内のプリントアウトではなく、将来における利用の拡大、特に、外部送信を伴う利活用である場合が多い。このような将来に対する漠然とした不安や懸念を払拭するためには、関係する権利者の利益を保護するための利用提供に係る明確なルール作りが求められる³¹。

一方で、オンライン資料への社会的ニーズは高まる一途である。出版ビジネスへの配慮ばかりではなく、権利者の許諾が得られる場合には、収集したオンライン資料をインターネットで公開し広く利用可能とする等、一般利用者のニーズに応え、利便性を向上させる取組も求められる。

3.4 その他

有償等オンライン資料の制度収集に当たっては、以下の点についても留意する必要がある。

3.4.1 出版情報の可視化

上記 3.2.2 で述べたとおり、国立国会図書館が制度に基づき収集した資料のみならず、収

³¹ この点、検討が進められている著作権法第 31 条の改正内容、及びそれに伴う出版及び図書館関係者の実務協議の行方にも十分注視する必要がある。

集対象外となるリポジトリに収録されているオンライン資料についてもメタデータ連携を行い統合的に検索できるようにすることで、有形・無形を問わず、日本国内で発行された出版物に関する情報の総体を可視化することが望まれる。

3.4.2 アクセシビリティへの配慮

オンライン資料の収集や利用提供に際しては、視覚障害者等の読書環境の整備のため、上記 3.1.3 で述べた優先的収集対象の選定に際し、アクセシビリティに配慮する必要がある。

4 有償等オンライン資料の制度収集を行うに当たっての補償

上記 3 で述べた有償等オンライン資料の制度収集の在り方を前提とした場合、制度収集を行うに当たって必要となる補償は以下のとおりである。

4.1 ファイル本体

平成 24 年中間答申において示したとおり、国立国会図書館へ提供するための複製費用は軽微であり、補償を要するほどの額にはならず、利用による経済的損失についても、有形の図書館資料と同等の利用形態、すなわち国立国会図書館の施設内に限った閲覧及び著作権法で認められる範囲内のプリントアウトであれば、補償を要しない³²。

4.2 提供に係る手続費用

平成 24 年中間答申において示したとおり、必要最小限度の項目に限る場合のメタデータ付与に係る費用、国立国会図書館への送信作業に係る費用は、軽微であることから補償を要しない³³。

平成 24 年中間答申において、引き続き検討する必要があるとした事項については、以下のとおりである。

DRM が付されている状態を前提とし、その解除作業に対する補償について検討を要するとしていたが³⁴、オンライン資料の制作・流通フローを踏まえ、DRM を付す前段階のファイルの提供を前提とすれば、DRM を解除する作業自体が発生せず、補償について検討する必要がなくなる。非ダウンロード型資料、専用端末型資料の提供に伴う特別な作業負荷に対する補償³⁵についても、元データを制作した出版者から DRM が付されていないファイルを収集することを前提とすれば、特別な作業自体が発生せず、補償について検討する必要がなくなる。

また、有償かつ DRM が付されたオンライン資料の大量提供に伴う特別な作業負荷に対する補償³⁶は、特別なメタデータ項目の付与を求めず、上記 3.1.4 で述べた大量提供に対応する収集方法を用意することを前提とすれば、特別な作業負荷自体が発生せず、補償について検討する必要がなくなる。

³² 平成 24 年中間答申 p.4、pp.9-13、平成 22 年答申 p.28

³³ 平成 24 年中間答申 pp.9-13。なお、オンライン資料を識別するために必要なメタデータ項目は、告示第 4 項において定められている。

³⁴ 平成 24 年中間答申 p.13

³⁵ 平成 24 年中間答申 pp.13-14

³⁶ 平成 24 年中間答申 p.13

一方、現行制度においては、記録媒体に格納して送付する場合の媒体費用と送料は補償の対象とされており³⁷、これについては、引き続き補償が必要である。

なお、上記 3.1.2 で述べたオンライン資料の代行提供が大規模に行われ、平成 24 年中間答申で指摘された重複調査、出版情報の把握、督促等の付加的な作業³⁸の実施も可能である等、効率的な資料収集に資すると認められる場合は、代行提供を一括して行う仕組みを積極的に活用することもあり得る。その場合、提供に係る一連の作業に対し、必要な範囲で対価を支払うことが考えられる。

4.3 政策的補償その他のインセンティブ

単なる金銭的補償にこだわらず、政策的補償に相当するインセンティブを設けることは、有償等オンライン資料の制度収集の実効性を高めるために必要である。

このインセンティブとして、著作の真正性（改変されていないこと）や刊行日の判断に資するものとして、国立国会図書館によるオンライン資料の受入証明が考えられる³⁹。

また、オンライン資料のデータバックアップ機能として、国立国会図書館が収集し保存するデータについて、その提供者自らの求めに応じ、無償で電子的複製を提供する仕組みも有効であろう。

さらに、オンライン資料の利用促進に資するものとして、国立国会図書館が運用する各種資料の統合的検索サービスの検索対象とし、その検索結果から本文情報（有償販売サイトを含む。）へのナビゲートを行う仕組みも、インセンティブとして期待される。

5 おわりに

日本における「電子書籍元年」は、平成 22（2010）年である⁴⁰とも、平成 24（2012）年である⁴¹とも言われている。電子書籍を快適に利用するための閲覧デバイス、便利に入手するための電子書店サービス、そして多様なコンテンツが出揃ったことで、利用者の裾野が広がり始めた時期である。納本制度審議会としては、オンライン資料収集に関する平成 22 年答申、平成 24 年中間答申を示したタイミングでもある。

その後、平成 25（2013）年 7 月に無償かつ DRM の付されていないオンライン資料の制度収集が開始されたものの、有償等オンライン資料については、長らく、収集の在り方に係る模索が続けられてきた。電子書籍市場には新たなビジネス上の価値が内在していること、収集対象となるコンテンツに関連する技術の進化が早いこと等から、慎重な検討を要したものであり、国立国会図書館が有償等オンライン資料を収集し利用に供することに対して、様々な立場により、必ずしも賛同し後押しする声ばかりではなかったことも否定しない。

しかし、この間にも、世の中には多数のオンライン資料が生み出され、既に失われてしまったものも決して少なくないだろう。人々の生きた証と言える知的活動の成果が、どこにも

³⁷ 告示第 1 項

³⁸ 平成 24 年中間答申 p.15

³⁹ 平成 22 年答申 p.21

⁴⁰ 『電子書籍ビジネス調査報告書 2020』インプレス総合研究所, 2020.8, p.52

⁴¹ 「電子書籍(1)スマホ・タブレット・専用機器、端末 4000 万台、普及の土台-アマゾン・楽天、火付け役に」『日経産業新聞』2013.11.25

残らずに失われてしまうことは、現代の私たちのみならず、後世の人々にとっても大きな損失であることを認識しなければならない。

国立国会図書館に求められる役割は、日本国民の知的活動の記録として、国内で発行された出版物を広く収集し、未来に継承していくことである。国立国会図書館が収集した出版物は、官民を問わない様々な流通や展開と有機的に補完しあって、知識の泉として人々に享受され、それにより新たな価値が創造される。そこで生み出された出版物が国立国会図書館に収集され、それがまた誰かの何かの糧となり、社会に還元される。この循環こそが文化の発展であり、そして真の意味での文化の連環は、創作者、出版者、読者、図書館その他の多くの欠くべからざる関係者の不断の努力と協力によってのみ、達成される。その環の中に、オンライン資料が一刻も早く組み込まれ、我が国の知識基盤の一部となることを望み、本報告書の結びとする。

補論

(1) 優先的に収集すべきバージョンの選定基準

館法第 25 条第 1 項に規定する納本制度における「最良版」とは、同一内容のものが同一の発行者から同時期に複数の版で発行される出版物がある場合において、「文化財の蓄積及びその利用に資する」という納本の目的に最も適するものと定義される。

館法第 25 条の 4 に規定するオンライン資料の収集においては、「最良版」に関する定めはないが、本報告書 3.1.3 で述べたとおり、オンライン資料の性質に鑑み、優先的に収集すべきバージョンを選定して収集する運用が考えられる。

優先的に収集すべきバージョンの選定基準として、現状においては、以下が想定される。

- 長期保存に適したもの（保存のための複製が容易なもの、テキスト抽出が容易なもの）
- 利用に際し汎用性が高いもの（特別な閲覧環境が不要なもの、視覚障害者等のアクセシビリティに配慮したもの）
- 規格が普及しているもの
- 内容が完全なもの

上記の基準の適用例を示すと、現状においては、次のとおりである。

- PDF>EPUB>その他のフォーマット
- テキスト有り PDF>テキスト無し PDF
- リフロー型 EPUB>固定型 EPUB
- 全体版>分割版
- 高精細版>低解像度版

オンライン資料については、技術の進化や流通形態の変化が早いため、優先的に収集すべきバージョンの選定基準やその適用の仕方も変化し得る。「文化財の蓄積及びその利用に資する」というオンライン資料の収集目的を損なうことがないよう十分に留意の上、状況の変化に対応し、効果的な収集に努められたい。

(2) 収集除外とすることができるリポジトリの認定基準

本報告書 3.2.2 で述べた、営利企業で構成される組織が運営するリポジトリについて、「長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的とし」、「特段の事情なく消去されないと認められるもの」に該当するため収集除外となるコンテンツを収録していると認められる場合の基準は、以下のとおりである。

A. 長期継続性

1. 運営目的

(a) 指標

- 文化財の蓄積及びその利用に資することを目的の一つとしている。
- コンテンツ提供者に対し継続保存義務を負っている。
- 利用者に対し継続提供義務を負っている。

(b) 確認対象又は担保方法

- 運営に係る定款、約款
- コンテンツ提供者との契約内容
- 利用に係る規約

2. 運営主体

(a) 指標

- 非営利法人（一般社団法人、一般財団法人、公益法人、NPO 法人、社会福祉法人、学校法人等）が運営している。
- 複数の独立した法人の委託を受けた営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社等）が運営している。

(b) 確認対象又は担保方法

- 運営に係る定款、約款
- 事業報告書

3. 運営体制

(a) 指標

- 円滑な運営に十分な体制を構築している。
- 安定的運営に十分な財務基盤を有している。
- 収集機関としての国立国会図書館の役割と、その代替として期待されるリポジトリの役割を十分に理解し、国立国会図書館への定期報告等を誠実に行うことが見込まれる。

(b) 確認対象又は担保方法

- 事業報告書
- 財務諸表
- 国立国会図書館との覚書

4. 運営能力

(a) 指標

- 5年以上の安定的な運営実績がある。
- 5年以上の安定的な運営実績があるものとみなすことができる。

- 将来にわたって安定的な運営が見込まれる。
- (b) 確認対象又は担保方法
 - 事業報告書

B. 利用の担保

1. 一般向け

- (a) 指標
 - 広く一般に利用可能である（有償契約や会員登録が必要な場合を含む。）。
 - 国立国会図書館が運用する各種資料の統合的検索サービスとのメタデータ連携により、収録コンテンツの存在を可視化できる。
- (b) 確認対象又は担保方法
 - 利用に係る規約
 - 国立国会図書館との覚書

2. 国立国会図書館向け

- (a) 指標
 - 国立国会図書館の求めに応じて、利用権契約を締結することができる。
- (b) 確認対象又は担保方法
 - 利用に係る規約
 - 国立国会図書館との覚書

C. コンテンツの保全

1. 保存方針

- (a) 指標
 - 原則として全てのコンテンツについて、少なくとも版違いが保存される。
 - 例外的にコンテンツの削除や修正に応じる場合（プライバシー侵害、著作権侵害が判明した場合等）について、対応基準や方針が妥当な内容で定められている。
- (b) 確認対象又は担保方法
 - 運営に係る定款、約款
 - コンテンツ提供者との契約内容

2. 移管方針

- (a) 指標
 - 運営停止や何らかの理由による配信停止に際して、国立国会図書館又は他のリポジトリにコンテンツを移管することが定められている。
- (b) 確認対象又は担保方法
 - 運営に係る定款、約款
 - コンテンツ提供者との契約内容
 - 国立国会図書館との覚書

(3) 覚書の標準記載事項

本報告書 3.2.2 で述べた、営利企業で構成される組織が運営するリポジトリについて、「長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的とし」、「特段の事情なく消去されないと認められるもの」に該当するため収集除外となるコンテンツを収録していると認めるに際し、リポジトリ運営事業者との間で締結する覚書等に標準的に記載されるべき事項は、以下のとおりである。

A. 国立国会図書館の義務

- 収集対象からの除外

対象リポジトリに収録されているコンテンツは、長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的としているものであって、かつ、特段の事情なく消去されないと認められるため、収集の対象から除外する。

B. リポジトリ運営者の義務

- 文化財の蓄積及びその利用の保障

収録コンテンツについて、一般公衆が求めた場合に利用可能（有償・無償問わず、かつ差別的な利用条件を課することなく）である状態を保つ。

収録コンテンツの存在を明らかにするため、国立国会図書館が運用する各種資料の統合的検索サービスとのメタデータ連携を、両者合意した態様により行う。

- 国立国会図書館における利用の保障

収録コンテンツについて、国立国会図書館が求めた場合に、利用権契約（有償・無償問わず）等に基づき、国立国会図書館において利用可能とする。

- 運営状況の報告

リポジトリの運営状況について、定期的に（少なくとも年1回）、かつ求めがあった場合には随時、国立国会図書館に報告する。

- 提出資料の変更に係る通知

リポジトリ認定の申出に当たって提出した資料の内容に変更があった場合は、速やかに国立国会図書館に通知する。

- 利用停止時のオンライン資料提供

オンライン資料たる要件を満たす収録コンテンツについて、何らかの理由によりリポジトリにおける利用を停止する場合には、館法その他の適用法規に基づき、速やかに当該コンテンツを国立国会図書館に提供する。

- 運営終了時のオンライン資料提供等

リポジトリの運営を終了する場合には、オンライン資料たる要件を満たす全ての収録コンテンツを、館法その他の適用法規に基づき、速やかに国立国会図書館又は他の

収集除外要件を満たすリポジトリに提供する。

- 国立国会図書館への提供に必要な権利関係の処理
収録コンテンツの利用停止、あるいはリポジトリの運営終了に際し、国立国会図書館等へ収録コンテンツを提供できるよう、必要な権利をあらかじめ取得する。
- 国立国会図書館との連絡窓口の設置
国立国会図書館との間で調整や報告等を円滑に行えるよう、連絡窓口を常設する。

C. 一般事項

- 覚書の効力
- 覚書の変更
- その他

諮問書

国図収 1109072 号
平成 23 年 9 月 20 日

納本制度審議会会長
中山 信 弘 殿

国立国会図書館長
長 尾 真

諮 問 書

納本制度審議会規程（平成 9 年国立国会図書館規程第 1 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり諮問する。

（諮問）

平成 22 年 6 月 7 日付け納本制度審議会答申「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について

（説明）

上記答申においては、オンライン資料の収集及び利用に当たっての経済的補償について、(1) オンライン資料にはそもそも「印刷・製本」の工程、「作成部数」の概念が存在せず、また、「小売価格」に相当する額であるが、インターネット等において公衆に提示されている「価格」は当該資料の利用料としての「価格」であることを考慮すると、代償金の考え方を準用することは困難であること、(2) オンライン資料の納入のための複製はデジタル複製であり、納入のための複製の費用も補償を要するほどの額にはならず、この点でも代償金の考え方を準用するのは困難であること、(3) 利用形態が閲覧、複写及びレファレンスである限りにおいては、有体物の図書館資料の利用の場合と同様に、補償を要しないと考えられること、(4) オンライン資料の収集方法として送信による収集が行われる場合については、フォーマット変換、デジタル著作権管理（DRM）解除、メタデータの作成作業や送信のための手続に要する費用がオンライン資料の「納入に通常要すべき費用」に相当するものとして考えることもできることなどが記述されている。

この答申に基づいて国立国会図書館がオンライン資料の制度的収集を行うに際しては、費用補償の対象、補償額の具体的な水準及びその適正な算定方法について、特に中立・公正な観点から決定することが必要であると考えられる。

そこで、当該制度的収集について、費用補償の対象及び水準はいかなるものであるべきか、また、適正な補償額はいかにして算定すべきか、について調査審議をお願いしたい。

納本制度審議会委員・専門委員名簿

(五十音順)

(令和2年7月29日現在)

会 長		さいとう まこと 齋藤 誠	東京大学大学院法学政治学研究科教授
会長代理	◇ ●	ふくい けんさく 福井 健策	弁護士
委 員	○	うえむら やしお 植村 八潮	専修大学文学部教授
	◇	えがみ せつこ 江上 節子	武蔵大学社会学部教授
		えぐさ さだはる 江草 貞治	株式会社有斐閣代表取締役社長
	○	えんどう かおる 遠藤 薫	学習院大学法学部教授
	◆ ○	おくむら こうじ 奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	◇	おのでら まさる 小野寺 優	一般社団法人日本書籍出版協会理事長
	◇	しげむら ひろふみ 重村 博文	一般社団法人日本レコード協会会長
	○	しばの きょうこ 柴野 京子	上智大学文学部新聞学科准教授
	○	ながえ あきら 永江 朗	日本文藝家協会電子書籍出版検討委員会委員
	◇ ○	ねもと あきら 根本 彰	東京大学名誉教授
専門委員	◇	ひらばやし あきら 平林 彰	一般社団法人日本出版取次協会会長
	◇	ほりうち まるえ 堀内 丸恵	一般社団法人日本雑誌協会理事長
	◇	やまぐち としかず 山口 寿一	一般社団法人日本新聞協会会長
	○	さ さ き りゅういち 佐々木 隆一	一般社団法人電子出版制作・流通協議会監事
	○	ひぐち せいいち 樋口 清一	一般社団法人日本書籍出版協会専務理事兼事務局長

(委員 15 名、専門委員 2 名)

(注) ◆：代償金部会長

◇：代償金部会所属委員

●：オンライン資料の補償に関する小委員会小委員長

○：オンライン資料の補償に関する小委員会所属委員・専門委員

調査審議の経過

1. 納本制度審議会

(1) 第7期（平成23年6月1日～平成25年5月31日）

- 第21回（平成23年9月20日）

納本制度審議会規程（平成9年国立国会図書館規程第1号）第2条第1項の規定に基づき、国立国会図書館長から「平成22年6月7日付け納本制度審議会答申『オンライン資料の収集に関する制度の在り方について』におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」の諮問。これに対する調査審議のため、納本制度審議会議事運営規則（平成11年6月7日制定。以下「議事運営規則」という。）第10条の規定に基づき、第7期納本制度審議会において、オンライン小委員会を設置。

- 第22回（平成24年3月6日）

オンライン小委員会における調査審議の経過及び中間報告書の内容について了承。当該報告に基づき、納本制度審議会中間答申「オンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」を決定。結論に至らなかった事項について、納本制度審議会及びオンライン小委員会で引き続き検討することを確認。

- 第23回（平成25年3月28日）

平成24年中間答申を踏まえたオンライン資料収集制度化の進捗状況について、納本制度審議会事務局から報告。

(2) 第8期（平成25年7月1日～平成27年6月30日）

- 第24回（平成25年7月23日）

第8期納本制度審議会において、改めてオンライン小委員会を設置。

国立国会図書館長から「国立国会図書館法第25条の4第4項に規定する金額等に関する件（平成25年国立国会図書館告示第1号）第1項に規定する金額の決定について」（オンライン資料の提供に通常要すべき費用に相当する金額）の諮問。議事運営規則第7条の規定に基づき代償金部会に付託され、同日開催された代償金部会において議決。議事運営規則第8条の規定に基づき、代償金部会の議決をもって審議会の議決とされ、同日付で納本制度審議会答申「国立国会図書館法第25条の4第4項に規定する金額等に関する件（平成25年国立国会図書館告示第1号）第1項に規定する金額の決定について」⁴²を決定。

- 第25回（平成27年3月25日）

オンライン小委員会における調査審議の状況について、小委員長から報告。実証実験を実施し、その結果を踏まえて有償等オンライン資料に関する検討を進めることを確認。

(3) 第9期：平成27年7月1日～平成29年6月30日

- 第26回（平成27年9月4日）

⁴² https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/council/s_toushin_7.pdf

第9期納本制度審議会において、改めてオンライン小委員会を設置。

- 第27回（平成28年3月23日）
- 第28回（平成29年3月16日）

オンライン小委員会における調査審議の状況について、小委員長から報告。実証実験第1段階（平成27年12月1日～）を着実に進めることを確認。

(4) 第10期（平成29年7月1日～令和元年6月30日）

- 第29回（平成30年1月26日）

第10期納本制度審議会において、改めてオンライン小委員会を設置。

- 第30回（平成30年11月29日）

オンライン小委員会における調査審議の状況について、小委員長から報告。学術専門書系の電子書籍・電子雑誌の出版・流通の事情に関するヒアリング結果、実証実験第2段階（平成31年1月～）の実施想定を確認。

- 第31回（平成31年3月18日）

有償等オンライン資料制度収集に向けた検討の進め方について確認。

(5) 第11期（令和元年7月1日～令和3年6月30日）

- 第32回（令和元年8月5日）

第11期納本制度審議会において、改めてオンライン小委員会を設置。

- 第33回（令和2年12月11日）

実証実験（～令和2年1月）の結果について総括。有償等オンライン資料制度収集に向けた課題整理の方向性について了承。

2. オンライン資料の補償に関する小委員会

(1) 第7期

- 平成23年度第1回（平成23年10月20日）

国立国会図書館長からの諮問「平成22年6月7日付け納本制度審議会答申『オンライン資料の収集に関する制度の在り方について』におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」（平成23年9月2日）に対する調査審議。論点と検討の方向性を確認。

- 平成23年度第2回（平成23年11月22日）

同調査審議。平成23年度第1回及び第2回オンライン小委員の調査審議内容を中間報告書として取りまとめ、納本制度審議会に報告することを確認。

(2) 第8期

- 平成25年度第1回（平成25年9月19日）
- 平成25年度第2回（平成26年3月13日）
- 平成26年度第1回（平成27年3月12日）

平成 24 年中間答申において結論に至らなかった有償等オンライン資料の制度収集について調査審議。有償等オンライン資料の収集と利用に係る実証実験を行いながら様々な論点について検討を続けること、実証実験の準備を着実に進めることを確認。

(3) 第 9 期

- 平成 27 年度第 1 回（平成 28 年 3 月 23 日）
- 平成 28 年度第 1 回（平成 29 年 3 月 16 日）

実証実験（平成 27 年 12 月～）の実施状況を共有し、引き続き実証実験を着実に進めることを確認。

(4) 第 10 期

- 平成 29 年度第 1 回（平成 30 年 3 月 23 日）

学術専門書系の電子書籍・電子雑誌の出版・流通事情について、江草貞治一般社団法人出版権会副理事長、金原優一般社団法人自然科学書協会理事及び金原俊一般社団法人日本電子出版協会会長からのヒアリングを実施。実証実験の実施状況を共有し、引き続き実証実験を着実に進めることを確認。

(5) 第 11 期

- 令和元年度第 1 回（令和元年 12 月 20 日）

電子書籍の制作・流通と長期保存について、溝口敦株式会社メディアドゥホールディングス執行役員及び野村虎之進株式会社モバイルブック・ジューピー顧問からのヒアリングを実施。実証実験の実施状況を共有し、引き続き実証実験を着実に進めることを確認。

- 令和 2 年度第 1 回（令和 2 年 8 月 7 日）

実証実験（～令和 2 年 1 月）の実施結果について総括。

- 令和 2 年度第 2 回（令和 2 年 9 月 9 日）

リポジトリの運営について、田中敏隆一般社団法人日本電子書籍出版社協会常任幹事（図書館対応ワーキングチーム座長）からのヒアリングを実施。

- 令和 2 年度第 3 回（令和 2 年 11 月 16 日）

納本制度審議会による先行答申、実証実験、各種ヒアリングの結果を踏まえ、有償等オンライン資料制度収集に向けた課題整理の方向性について確認。

- 令和 2 年度第 4 回（令和 3 年 2 月 17 日）

国立国会図書館長からの諮問「平成 22 年 6 月 7 日付け納本制度審議会答申『オンライン資料の収集に関する制度の在り方について』におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」（平成 23 年 9 月 2 日）に対する小委員会報告書の取りまとめについて調査審議。

- 令和 2 年度第 5 回（令和 3 年 3 月 5 日）

同調査審議。小委員会報告書の内容について合意。納本制度審議会に小委員会報告書を提出することを確認。

3. 調査審議期間中（第7期～第11期）の納本制度審議会委員・専門委員一覧

- 納本制度審議会 会長
中山信弘（第7期～第10期）
斎藤誠（第11期、委員として第9期～第10期◆○）

- オンライン資料の補償に関する小委員会 小委員長
福井健策（第7期～第11期◇●）

- 委員（五十音順）
秋山耿太郎（第7期）
石崎孟（第7期～第9期◇）
植村八潮（第8期～第11期○、専門委員として第7期○）
内山斉（第7期）
江上節子（第9期～第11期◇）
江草貞治（第11期）
遠藤薫（第7期～第8期、第9期～第11期○）
相賀昌宏（第7期～第11期◇）
奥邨弘司（第11期◆○）
小野寺優（第11期◇）
角川歴彦（第7期～第10期）
岸本佐知子（第7期）
北川直樹（第7期◇）
近藤敏貴（第10期～第11期）
斉藤正明（第8期～第9期◇）
鹿谷史明（第9期～第11期◇）
重村博文（第10期～第11期◇）
柴野京子（第11期○）
白石興二郎（第8期～第10期）
永江朗（第8期～第11期○）
根本彰（第9期～第11期◇○）
野原佐和子（第8期～第10期）
濱野保樹（第7期～第8期）
平林彰（第9期～第10期、第11期）
藤井武彦（第8期～第9期）
藤本由香里（第7期～第8期◇）
古屋文明（第7期～第8期）
堀内丸恵（第11期◇）
三輪眞木子（第7期）
山口寿一（第11期）
山崎厚男（第7期）
山本隆司（第7期～第8期◇○）
湯浅俊彦（第7期～第8期◇○）

- 専門委員（五十音順）
 - 大久保徹也（第7期○）
 - 片寄聰（第8期○）
 - 佐々木隆一（第8期～第11期○）
 - 三瓶徹（第7期～第10期○）
 - 樋口清一（第9期～第11期○）

(注) ◆：代償金部会長

◇：代償金部会所属委員

●：オンライン資料の補償に関する小委員会小委員長

○：オンライン資料の補償に関する小委員会所属委員・専門委員

答 申

オンライン資料の制度収集を行うに当たって
補償すべき費用の内容について

(案)

令和 3 年 月 日

納本制度審議会

納本制度審議会
令和3年月日

国立国会図書館長
吉永元信 殿

納本制度審議会 会長
齋藤 誠

答 申

オンライン資料の制度収集を行うに当たって
補償すべき費用の内容について

本審議会は、平成23年9月20日付け国図収1109072号により諮問のあった「平成22年6月7日付け納本制度審議会答申『オンライン資料の収集に関する制度の在り方について』におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」を受けて調査審議した結果、結論を得たので、納本制度審議会規程（平成9年国立国会図書館規程第1号）第2条第1項の規定に基づき答申する。

答申

オンライン資料の制度収集を行うに当たって 補償すべき費用の内容について

目次

1	はじめに	1
1.1	本答申の目的及び構成	1
1.2	用語	2
2	本答申に至る経緯	4
2.1	納本制度と電子出版物	4
2.2	オンライン資料収集に係る調査審議経過	5
2.3	平成 24 年中間答申の概要	6
2.4	有償等オンライン資料収集に係る調査審議の経過	7
3	有償等オンライン資料の制度収集	8
3.1	収集の対象及び方法	8
3.1.1	コード及びフォーマット	8
3.1.2	DRM	8
3.1.3	バージョン違い及び優先的収集対象バージョン	9
3.1.4	収集方法	9
3.2	収集除外の対象及び要件	10
3.2.1	同一版面	10
3.2.2	リポジトリ	10
3.3	利用の態様	11
3.3.1	閲覧	11
3.3.2	複製	11
3.3.3	民間ビジネスへの配慮と社会的ニーズへの対応	12
3.4	その他	12
3.4.1	出版情報の可視化	12
3.4.2	アクセシビリティへの配慮	12
4	有償等オンライン資料の制度収集を行うに当たっての補償	13
4.1	ファイル本体	13
4.2	提供に係る手続費用	13
4.3	政策的補償その他のインセンティブ	14
5	おわりに	15

補論	16
(1) 優先的に収集すべきバージョンの選定基準	16
(2) 収集除外とすることができるリポジトリの認定基準	17
(3) 覚書の標準記載事項	20
諮問書	22
納本制度審議会委員・専門委員名簿	23
調査審議の経過	24

1 はじめに

近年の目覚ましい情報通信技術の発展は、私たちの生活様式に様々な変化をもたらした。出版分野においても、これまで有形の出版物として流通していた図書や雑誌が、インターネットを通じて無形の電子出版物として流通するようになり、読書の在り方も多様化した。一方において、2010年代には乱立した電子書店の廃業が相次ぎ、それに伴い電子出版物の閲覧が出来なくなるなど¹、拡大するデジタル文化圏は「オンライン資料の散逸・消滅」という新たな課題にも直面している。そして、図書館—伝統的に書籍や雑誌等の印刷物を収集・蓄積し、利用に供するとともに、未来に向けて保存・蓄積をす機関—²に求められる役割も変化してきている。

国立国会図書館においては、インターネット等で出版（公開）される電子出版物のうち、図書又は逐次刊行物に相当するもの（電子書籍・電子雑誌等）をオンライン資料と定義し、それをいかにして収集・保存し、利用に供すべきかという極めて重要な課題と向き合い、検討を行ってきた。納本制度審議会においても、国立国会図書館長からの諮問に応じ、長きにわたり関連する調査審議を行ってきたところである。その成果である本答申が、国立国会図書館によるオンライン資料収集の実施や広く社会全体の連携協力に向けた道しるべとなり、もって国民共有の文化財の蓄積と未来への継承に寄与することを期待する。

1.1 本答申の目的及び構成

本答申は、平成23（2011）年9月20日の第21回納本制度審議会において、国立国会図書館長から諮問がなされた「平成22年6月7日付け納本制度審議会答申『オンライン資料の収集に関する制度の在り方について』におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」に対する調査審議の結果を取りまとめたものである。

本答申の1において、記述の前提となる事項を示す。2において、これまでの関連諮問及び答申の概要を示し、納本制度とオンライン資料収集制度の関係についても紹介する。3において、オンライン資料、取り分け有償又はDRMが付されたオンライン資料（以下「有償等オンライン資料」という。）の制度収集の在り方について、収集、収集

¹ 沢辺均『電子書籍の制作と販売』（ポット出版、2018.3）p.53によれば、平成23（2011）年以降にサービスを終了した主な国内電子書店は23に及び、うち16例においては特設他サービスとの統合などの事業継承は行われていない。その場合、一部の電子出版物は市場から姿を消し、あるいは購入済み出版物の閲覧に支障を来した可能性がある。海外でも2019年7月、Microsoft社のオンラインストア「Microsoft Store」が電子書籍の取扱いを終了し、購入済の電子書籍も閲覧不能となったのは記憶に新しい。<<https://support.microsoft.com/en-us/account-billing/books-in-microsoft-store-faq-ff0b7b84-7052-4088-9262-d7e4ee22419c>> また、2009年7月、Amazon社がKindleのユーザ本棚から無断で特定作品を削除し、閲覧不能となった事例も報道されている。<<https://current.ndl.go.jp/node/14332>>

² 納本制度審議会答申「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」（平成22（2010）年6月7日）（以下「平成22年答申」という。）<https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/council/s_toushin_5.pdf> p.1

除外、利用の観点で論じた上で、4において、必要となる補償の内容について示す。5において、国立国会図書館に求められる役割について述べる。

また、オンライン資料収集の実効性担保に資するため、補論として、優先的に収集すべきバージョンの選定基準、収集除外とすることができるリポジトリの認定基準及び覚書標準記載事項を示す。

1.2 用語

本答申で使用する用語・概念は、原則として、関連する過去の答申において使用しているものと同一である。特に基本的な用語・概念は、次のとおりである。

① 電子出版物

電磁的媒体を用いて公表される文字、音、映像又はプログラム。

② パッケージ系電子出版物

電子出版物のうち、有形の記録媒体を用いて公表される出版物。

③ ネットワーク系電子出版物

電子出版物のうち、通信等により公表される出版物。「通信等」には、最も広義では放送が含まれることから、ネットワーク系電子出版物には、放送番組を含むことになる。

④ インターネット資料

ネットワーク系電子出版物のうち、インターネットにより利用可能となっている情報。

⑤ オンライン資料

ネットワーク系電子出版物のうち、インターネット等により利用可能となっている情報で、図書、逐次刊行物に相当する情報（電子書籍・電子雑誌等）。

⑥ 制度収集

法律上の義務に基づく収集の仕組みをいう。

⑦ DRM

一般に DRM (Digital Rights Management、デジタル著作権管理) とは、デジタルコンテンツの著作権を保護する目的で、利用や複製を制御・制限する技術の総称である。この答申では、最終製品であるオンライン資料に対して、(i) 長期にわたる保存、(ii) 保存のための複製、(iii) 複数の端末での閲覧のうち、少なくとも一つが不可能であるような制御・制限を行う措置を指して DRM (技術的制限手段) という。なお、納本制度審議会中間答申「オンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」(平成 24 (2012) 年 3 月 6 日)³ (以下「平成 24 年中間答申」という。) においては、フットプリント等のいわゆ

³ <https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/council/s_tyukantoushin.pdf>

る「ソーシャル DRM」も含めて「DRM 等」とし、上記 (i)、(ii)、(iii) のいずれも可能である場合は「DRM 等」に含めないものとして取扱うことができると考えられるとしていた⁴。本答申において、特に平成 24 年中間答申の内容を紹介する際は「DRM 等」とする。

⁴ 平成 24 年中間答申 p.2

2 本答申に至る経緯

上記 1.1 で述べたとおり、本答申は、平成 23（2011）年 9 月 20 日の諮問「平成 22 年 6 月 7 日付け納本制度審議会答申『オンライン資料の収集に関する制度の在り方について』におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」を受け、調査審議を行った結果である。諮問が行われることになった背景を含め、本答申に至る経緯を以下に述べる。

2.1 納本制度と電子出版物

納本制度とは、図書等の出版物をその国の責任ある公的機関に納入することを発行者等に義務付ける制度のことである。我が国においては、昭和 23（1948）年の創設以来、国立国会図書館がこの制度を運用し、日本国内で発行された出版物を網羅的に収集し、国政審議に資するとともに、国民共有の文化財として蓄積し利用に供するという役割を担ってきた。

しかし、納本制度が創設された当時には存在しなかった電子出版物の普及に伴い、「はじめに」で描写した状況など、従来の納本制度の枠組みでは、国の中央図書館として求められる役割を十分に果たすことができない状況が徐々に顕在化していった。このため、国立国会図書館では、情報技術の進化や出版流通状況の変化に対応した納本制度の在り方を模索してきた。

その端緒は、平成 9（1997）年 3 月 3 日に、納本制度調査会（納本制度審議会の前身）に対して行われた 21 世紀を展望した納本制度の在り方、特に、電子出版物の納入に関する制度及び運用の在り方についての諮問である。この諮問を受けて、納本制度調査会や、その下部組織として設置された電子出版物部会及び法制部会において調査審議が行われ、平成 11（1999）年 2 月 22 日に、答申「21 世紀を展望した我が国の納本制度の在り方—電子出版物を中心に—」⁵（以下「平成 11 年答申」という。）が示された。この答申では、パッケージ系電子出版物を納本制度に組み入れて収集することが適当⁶とする一方で、ネットワーク系電子出版物については、現時点で納本制度に組み入れず、契約等による選択的収集に努めるべきであるとされた⁷。

平成 14（2002）年 3 月 1 日には、再度、ネットワーク系電子出版物の納本制度への組み入れについての諮問がなされ、納本制度審議会や、その下部組織として設置されたネットワーク系電子出版物小委員会及びネットワーク系電子出版物の収集の課題に関する小委員会による調査審議の結果、平成 16（2004）年 12 月 9 日に、答申「ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方について」⁸（以下「平成 16 年答申」とい

⁵ <<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1001007>>

⁶ 平成 11 年答申 p.26

⁷ 平成 11 年答申 p.43

⁸ <<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/999243>>

う。)が示された。この答申においても、ネットワーク系電子出版物は納本制度に組み入れることは困難とされ⁹、新しい制度の在り方が示された¹⁰。

このように、平成11年答申、平成16年答申の双方において、ネットワーク系電子出版物を納本制度に組み入れないことが適当とされたのは、その収集に当たり、納本制度の根幹的要素を備え難いことが主な理由である。納本制度の根幹的要素とは、すなわち、到達義務(対象資料を館に到達させるところまで義務を負わせること)、網羅性、発行者義務(対象資料の発行者のみに納入とその利用を受忍する義務を課すこと)である¹¹。特に、網羅性の追求は困難であるという指摘は極めて現実的であり、その後、納本制度と一線を画す形で構築されたインターネット資料及びオンライン資料を収集する制度の性格を特徴付けることになったと言える。

なお、平成11年答申を受けて、国立国会図書館は、平成12(2000)年10月1日からパッケージ系電子出版物の納本制度に基づく収集を開始し、平成14(2002)年4月には国内発信のインターネット情報を対象として個別に許諾を得て収集・保存・提供を行う国立国会図書館インターネット情報選択的蓄積事業(WARP)を開始した。また、平成16年答申を受けて、平成22(2010)年4月から、公的機関のインターネット資料(オンライン資料を含むウェブサイト全体)の全てを対象として制度に基づく収集・保存・提供を行う国立国会図書館インターネット資料収集保存事業(WARP)¹²を行っている¹³。

2.2 オンライン資料収集に係る調査審議経過

公的機関が公開主体である情報については、上記のとおり、インターネット資料としてウェブサイトごと収集する制度が構築された。一方、民間が公開主体である情報については、平成21(2009)年10月13日の第17回納本制度審議会において、私人がインターネット等により利用可能とした情報のうち、図書、逐次刊行物等に相当するオンライン資料を収集するための制度の在り方についての諮問がなされた。

これに対し、納本制度審議会や、その下部組織として設置されたオンライン資料の収集に関する小委員会による調査審議が行われ、平成22年答申が示された。この答申では、民間発行のオンライン資料を包括的に収集する制度を設けることが適当とし¹⁴、あわせて、収集対象資料、収集方法、収集に当たっての補償や円滑な運用のための制度の在り方について考察を行った¹⁵。

⁹ 平成16年答申 p.7

¹⁰ 平成16年答申 pp.8-36

¹¹ 平成11年答申 pp.9-15、平成16年答申 pp.5-7

¹² < <https://warp.da.ndl.go.jp/> >

¹³ 国立国会図書館法(昭和23年法律第5号)(以下「館法」という。)第25条の3第2項及び国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程(平成21年国立国会図書館規程第5号)第1条の規定に基づき、一部収集除外あり。

¹⁴ 平成22年答申 pp.12-13

¹⁵ 平成22年答申 pp.14-30

続いて、平成 23 (2011) 年 9 月 20 日の第 21 回納本制度審議会において、「平成 22 年 6 月 7 日付け納本制度審議会答申『オンライン資料の収集に関する制度の在り方について』におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」の諮問がなされた。この諮問は、国立国会図書館が平成 22 年答申に基づいて行うオンライン資料の制度収集に関して、費用補償の対象及び水準はいかなるものであるべきか、また、適正な補償額はいかにして算定すべきかについて、調査審議を求めるものであった。

これに対し、納本制度審議会や、その下部組織として設置されたオンライン資料の補償に関する小委員会（以下「オンライン小委員会」という。）による調査審議が行われ、平成 24 年中間答申が示された。

2.3 平成 24 年中間答申の概要

平成 24 年中間答申においては、オンライン資料を、有償であるか無償であるか、DRM 等が付されているか否かの 2 つの軸によって、次の A から D の 4 種類の資料群に区分した上で、制度収集に伴う補償について考察した。

	無償	有償
DRM 等なし	A	B
DRM 等あり	D	C

このうち、無償かつ DRM 等が付されていない A 群のオンライン資料については、国立国会図書館へ提供するためのデータ複製費用は軽微であり、利用による経済的損失も発生しない（そもそも無償のものである。）ため、出版物本体に対する補償は不要であるとし、提供に係る手続費用のうち、必要最小限の項目に限ったメタデータの付与や送信作業に要する費用は軽微であるため無償、記録媒体（DVD 等）に格納し郵送する場合は、記録媒体と郵送に要する最小限度の実費を補償するのが妥当であるとした¹⁶。

また、B・C・D 群に相当する有償等オンライン資料については、A 群同様に複製費用は軽微であり、無償の D 群に限らず有償の B・C 群についても館内閲覧とプリントアウトの提供という利用形態であれば利用による経済的損失は軽微であり出版物本体に対する補償は不要であるとしつつ、有償の B・C 群については政策的補償その他のインセンティブの付与を行う余地があるとした¹⁷。提供に係る手続費用については、B 群は A 群と同様だが、C 群は大量提供に伴う作業負荷、C・D 群は DRM 等の解除に伴う作業負荷についても、さらに調査審議を行う必要があるとした¹⁸。

¹⁶ 平成 24 年中間答申 pp.9-11

¹⁷ 平成 24 年中間答申 pp.11-13

¹⁸ 平成 24 年中間答申 pp.12-13

平成 24 年中間答申を受けて、国立国会図書館では、平成 25（2013）年 7 月から、オンライン資料収集制度（e デポ）を開始した。これは、民間発行の無償かつ DRM が付されていないオンライン資料に限定して収集するものであり、有償等オンライン資料については、当分の間、国立国会図書館への提供を免除するものとされている¹⁹。

2.4 有償等オンライン資料収集に係る調査審議の経過

平成 24 年中間答申において結論が得られなかった有償等オンライン資料の制度収集を行うに当たって補償すべき費用の内容については、引き続き、納本制度審議会及びオンライン小委員会において調査審議を行った。その一環として、外部有識者を招いたヒアリングも複数回実施した。調査審議の経過については、納本制度審議会の委員及び専門委員の名簿とともに、本答申の末尾に記載した。

なお、有償等オンライン資料の収集に伴う補償の在り方や技術面の課題について検討するため、平成 27（2015）年 12 月から令和 2（2020）年 1 月にかけて、電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業（以下「実証実験」という。）が実施された。実証実験の結果からは電子書籍を取り巻く環境について多くの知見が得られた。取り分け、市場において DRM が付された状態で流通しているものを DRM がない状態で収集する枠組み、文化財の蓄積及びその利用に資するという目的に対して民間との役割分担の観点も取り入れた収集対象の明確化、無制限な利活用（主に公共図書館等向け配信）に対する出版業界の懸念を払拭するための実効性のある利用提供に関するルール作り、補償やインセンティブを考える際の前提となる全体的に合理的で作業負荷の低い収集フローについては、さらなる検討の必要性を示す形で総括された。

¹⁹ 国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 32 号）附則第 2 条、国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程（平成 25 年国立国会図書館規程第 1 号）（以下「規程」という。）第 5 条

3 有償等オンライン資料の制度収集

上記 2.3 で述べたとおり、民間発行のオンライン資料を収集する仕組み自体は既に構築されており、平成 25（2013）年 7 月から、無償かつ DRM の付されていないオンライン資料を対象とする制度収集が行われている。これにより、令和 2（2020）年 3 月末時点で、約 74,000 点のオンライン資料が収集され、インターネット資料として収集した公的機関のウェブサイトからオンライン資料に相当するものを取り出したもの等を加えれば、国立国会図書館デジタルコレクション²⁰を通じて提供されている電子書籍・電子雑誌は、令和 2（2020）年 3 月末時点で約 1,250,000 点である。この現行制度や、先行答申、実証実験の結果も踏まえて、残る有償等オンライン資料の収集の在り方について考察すると、以下のとおりである。

3.1 収集の対象及び方法

収集対象及び収集方法については、おおむね無償かつ DRM が付されていないオンライン資料の場合と同様で差し支えないものと考えられる。具体的には、以下のとおりである。

3.1.1 コード及びフォーマット

現行制度においては、特定のコード（ISBN、ISSN、DOI）が付与されているもの又は特定のフォーマット（PDF、EPUB、DAISY）で記録されているものを収集対象としている²¹。これは、オンライン資料のありようが多様で過渡的な状況も続く中、収集すべき「図書又は逐次刊行物に相当するもの」の外縁を一義的に確定するのは容易でないところ、国立国会図書館による制度収集の現実的運用や実効性の担保にも鑑みて、まずは外形的基準によって規定したものである。有償等オンライン資料についても、制度上はこの外形要件が踏襲される。

ただし、オンライン資料全般について、「1. はじめに」で記載した視点に立ち、出版流通状況の変化等に応じて、「図書又は逐次刊行物に相当するもの」を規定するコード及びフォーマットを不断に見直していくことが重要であろう。

また、流通しているフォーマットのまま収集することを原則とするが、長期的な保存・利用の観点から、特定のフォーマットに変換したものを収集することも考えられる²²。

3.1.2 DRM

DRM が付されたままのファイルを国立国会図書館が取り扱うことは、収集、保存、

²⁰ <<https://dl.ndl.go.jp/>>

²¹ 国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件（平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号）（以下「告示」という。）第 2 項及び第 3 項

²² 平成 22 年答申 pp.23-24

利用のいずれの観点でも困難であり、それは、実証実験の結果としても指摘されているところである。現行制度においては、DRM が付されていないオンライン資料のみを収集対象としているが、市場において DRM が付された状態で流通しているオンライン資料についても、DRM が付されていない状態のファイルを収集対象とすべきである。

出版者が元データを制作し、電子取次事業者又は電子書店が DRM を付した上で、電子書店が DRM 付きで配信するのが有償等オンライン資料の一般的な制作・流通フローとされているところ、原則として、国立国会図書館への提供義務を負うのは出版者であることから、出版者に対して DRM を付す前のファイルを提供するよう求めることには合理性も認められる。実務的には、提供義務を負う者の依頼に基づき、DRM が付されていないファイルを保持する電子取次事業者等が国立国会図書館への提供作業を代行することも想定されるであろう。

3.1.3 バージョン違い及び優先的収集対象バージョン

有形の出版物と同様に、オンライン資料にもバージョン違いが存在するが、その内容に増減又は変更がある場合、原則として、各バージョンを収集対象とすべきである²³。

特に、冊子体の「版違い」に相当する本質的な差異が認められる場合は、文化財の蓄積及びその利用に資するという収集目的²⁴に鑑みても、各バージョンを収集する必要がある。一方で、オンライン資料の性質上、冊子体の「刷違い」に相当する字句訂正等の軽微な差異が認められるバージョンが多数存在する場合や、同一内容が複数のフォーマットで流通している場合も多い。このような場合は、代表的なバージョンを優先的に収集する運用が考えられる²⁵。

また、オンライン資料の性質上、図書の一章や雑誌論文等、著作の一部分のみで流通している場合も多い。このような場合は、原則として流通単位で収集するものと考えられるが、著作の全体を一括したバージョンを収集できることが明らかな場合は、一部分のみのバージョンを収集対象から除外することも考えられる²⁶。

なお、上記のような優先的に収集すべきバージョンの選定基準については、本答申の補論に示した。

3.1.4 収集方法

現行制度においては、収集プログラムを用いた「自動収集」、ウェブフォームからアップロードする「送信」、記録媒体に格納して郵送する「送付」の3つの収集方法が用

²³ 館法第25条の4第2項第2号。納本制度においても同様に規定されている。(館法第24条第3項)

²⁴ 館法第25条の4第1項

²⁵ 平成22年答申 pp.20-21。なお、パッケージ系電子出版物については、パッケージ系電子出版物の国立国会図書館法第25条第1項に規定する最良版の決定の基準及び方法に関する件(平成12年国立国会図書館告示第3号)において最良版の決定基準が定められている。

²⁶ 平成22年答申 p.20

意されている²⁷。有償等オンライン資料についても、この3方法を活用しつつ、大量提供の場合にはファイル転送システムを利用して提供できるようにする等、個別の事例に応じて提供者の作業負荷を軽減するための配慮が求められる。

3.2 収集除外の対象及び要件

現行制度においては、文化財の蓄積及びその利用に資するという収集目的の達成に支障がない場合に、収集対象から除外することが認められている²⁸。特に有償等オンライン資料の場合に注意すべき収集除外要件は、以下のとおりである。

3.2.1 同一版面

現行制度においては、「前に納入された図書又は逐次刊行物と同一の版面で構成されるものである」旨の「申出を受け」、「館長が確認した場合」、収集対象から除かれるものとされている²⁹。これは、単に内容が同じというだけではなく、レイアウトも含めて同一である場合（固定レイアウト型）に適用される概念であろう。有償等オンライン資料の場合、使用するデバイスによってレイアウトが変化するリフロー型が多く見られるが、これは同一版面には該当しないものと考えられる。

3.2.2 リポジトリ

現行制度においては、「長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的とし」、「特段の事情なく消去されないと認められるもの」は、収集対象から除かれるものとされている³⁰。これは、他の機関等において、国立国会図書館が主体となる場合と遜色なく、長期間にわたり保存し利用可能であると認められるものについては、国立国会図書館が重ねて収集・保存する必要性は低いという合理性に基づく規定であるとともに、オンライン資料を含めた電子出版物については、その性質上、国立国会図書館による網羅的な収集と保存が困難であるところ、他の機関等にも収集・保存の一端を担ってもらうことにより、社会全体として、できるだけ広範な資料の保全を目指すという、言わば役割分担の考えに基づく規定でもあろう。

現状、学術研究機関が運営するリポジトリ（以下「機関リポジトリ」という。）に収録されているコンテンツであれば、これに該当するものとして収集対象から除かれるが、営利企業で構成される組織が運営するリポジトリに収録されているコンテンツについても、要件への合致状況次第では、これに該当する可能性がある。ただし、安易に認めると、単なる「収集逃れ」を誘発し、オンライン資料収集の実効性が担保できない恐れ

²⁷ 館法第25条の4第2項第1号、規程第2条

²⁸ 館法第25条の4第2項第3号、規程第3条

²⁹ 規程第3条第2号

³⁰ 規程第3条第3号

もある。

このため、特に営利企業で構成される組織が運営するリポジトリについては、悪意のある者による「収集逃れ」を排除できるよう、その運営目的や運営体制、一般公衆あるいは国立国会図書館に対する利用提供方法をあらかじめ確認する必要がある。また、リポジトリに収録されるコンテンツの保存方法についても、修正や削除の求めがあった場合の対応方針の妥当性を含めて、あらかじめ確認する必要がある。

あわせて、オンライン資料の散逸を防ぐため、リポジトリ自体の運営停止や、何らかの理由による特定コンテンツの配信停止が発生した場合には、国立国会図書館や他のリポジトリへのコンテンツの移管が確実に行われる必要がある。配信停止コンテンツの情報共有のためにも、国立国会図書館へのリポジトリ運営状況に関する定期報告も必要となるであろう。また、リポジトリ収録コンテンツの存在を明らかにするため、国立国会図書館が運用する各種資料の統合的検索サービスとのメタデータ連携も行われるべきである。そしてこれらは、国立国会図書館とリポジトリ運営者による覚書等により担保される必要がある。

なお、営利企業で構成される組織が運営するリポジトリについて、機関リポジトリと同様に収集除外コンテンツを収録しているものとして認められる場合の基準及び認定に際して締結する覚書等において標準的に記載されるべき事項を、本答申の補論に示した。

3.3 利用の態様

現行制度に基づき収集したオンライン資料については、国立国会図書館の施設内においてのみ閲覧可能であり、他の公共図書館等向けの送信やインターネット公開は行っていない。また、プリントアウトサービスの提供については準備中とされている。これを踏まえて有償等オンライン資料の利用について考察すると、以下のとおりである。

3.3.1 閲覧

有形の図書館資料と同等の利用形態、すなわち国立国会図書館の施設内において、複数の利用者からの同時アクセスを防いだ上で閲覧する形であれば、出版ビジネスを阻害するほどの影響は認められない。しかし、館内利用者に限らず、他の公共図書館等からも閲覧できる形で利用可能とする場合は、電子図書館サービス等の民間の出版ビジネスを阻害する可能性が認められる。これは、実証実験の結果においても指摘されているところである。

3.3.2 複製

有形の図書館資料と同様に、著作権法で認められる範囲内のプリントアウトは、著作権者の許諾を要せずに行うことが可能である。

3.3.3 民間ビジネスへの配慮と社会的ニーズへの対応

出版業界には、市場において有償で流通するオンライン資料を国立国会図書館が収集し利用に供することで、民間ビジネスに悪影響が及ぶのではないかという根強い不安や懸念が認められる。そして、その際に問題とされるのは、実際に行われている国立国会図書館の施設内に限った閲覧や、著作権法で認められる範囲内のプリントアウトではなく、将来における利用の拡大、特に、外部送信を伴う利活用である場合が多い。このような将来に対する漠然とした不安や懸念を払拭するためには、関係する権利者の利益を保護するための利用提供に係る明確なルール作りが求められる³¹。

一方で、オンライン資料への社会的ニーズは高まる一途である。出版ビジネスへの配慮ばかりではなく、権利者の許諾が得られる場合には、収集したオンライン資料をインターネットで公開し広く利用可能とする等、一般利用者のニーズに応え、利便性を向上させる取組も求められる。

3.4 その他

有償等オンライン資料の制度収集に当たっては、以下の点についても留意する必要がある。

3.4.1 出版情報の可視化

上記 3.2.2 で述べたとおり、国立国会図書館が制度に基づき収集した資料のみならず、収集対象外となるリポジトリに収録されているオンライン資料についてもメタデータ連携を行い統合的に検索できるようにすることで、有形・無形を問わず、日本国内で発行された出版物に関する情報の総体を可視化することが望まれる。

3.4.2 アクセシビリティへの配慮

オンライン資料の収集や利用提供に際しては、視覚障害者等の読書環境の整備のため、上記 3.1.3 で述べた優先的収集対象の選定に際し、アクセシビリティに配慮する必要がある。

³¹ この点、検討が進められている著作権法第 31 条の改正内容、及びそれに伴う出版及び図書館関係者の実務協議の行方にも十分注視する必要がある。

4 有償等オンライン資料の制度収集を行うに当たっての補償

上記3で述べた有償等オンライン資料の制度収集の在り方を前提とした場合、制度収集を行うに当たって必要となる補償は以下のとおりである。

4.1 ファイル本体

平成24年中間答申において示したとおり、国立国会図書館へ提供するための複製費用は軽微であり、補償を要するほどの額にはならず、利用による経済的損失についても、有形の図書館資料と同等の利用形態、すなわち国立国会図書館の施設内に限った閲覧及び著作権法で認められる範囲内のプリントアウトであれば、補償を要しない³²。

4.2 提供に係る手続費用

平成24年中間答申において示したとおり、必要最小限度の項目に限る場合のメタデータ付与に係る費用、国立国会図書館への送信作業に係る費用は、軽微であることから補償を要しない³³。

平成24年中間答申において、引き続き検討する必要があるとした事項については、以下のとおりである。

DRMが付されている状態を前提とし、その解除作業に対する補償について検討を要するとしていたが³⁴、オンライン資料の制作・流通フローを踏まえ、DRMを付す前段階のファイルの提供を前提とすれば、DRMを解除する作業自体が発生せず、補償について検討する必要がなくなる。非ダウンロード型資料、専用端末型資料の提供に伴う特別な作業負荷に対する補償³⁵についても、元データを制作した出版者からDRMが付されていないファイルを収集することを前提とすれば、特別な作業自体が発生せず、補償について検討する必要がなくなる。

また、有償かつDRMが付されたオンライン資料の大量提供に伴う特別な作業負荷に対する補償³⁶は、特別なメタデータ項目の付与を求めず、上記3.1.4で述べた大量提供に対応する収集方法を用意することを前提とすれば、特別な作業負荷自体が発生せず、補償について検討する必要がなくなる。

一方、現行制度においては、記録媒体に格納して送付する場合の媒体費用と送料は補償の対象とされており³⁷、これについては、引き続き補償が必要である。

なお、上記3.1.2で述べたオンライン資料の代行提供が大規模に行われ、平成24年中

³² 平成24年中間答申 p.4、pp.9-13、平成22年答申 p.28

³³ 平成24年中間答申 pp.9-13。なお、オンライン資料を識別するために必要なメタデータ項目は、告示第4項において定められている。

³⁴ 平成24年中間答申 p.13

³⁵ 平成24年中間答申 pp.13-14

³⁶ 平成24年中間答申 p.13

³⁷ 告示第1項

間答申で指摘された重複調査、出版情報の把握、督促等の付加的な作業³⁸の実施も可能である等、効率的な資料収集に資すると認められる場合は、代行提供を一括して行う仕組みを積極的に活用することもあり得る。その場合、提供に係る一連の作業に対し、必要な範囲で対価を支払うことが考えられる。

4.3 政策的補償その他のインセンティブ

単なる金銭的補償にこだわらず、政策的補償に相当するインセンティブを設けることは、有償等オンライン資料の制度収集の実効性を高めるために必要である。

このインセンティブとして、著作の真正性（改変されていないこと）や刊行日の判断に資するものとして、国立国会図書館によるオンライン資料の受入証明が考えられる³⁹。

また、オンライン資料のデータバックアップ機能として、国立国会図書館が収集し保存するデータについて、その提供者自らの求めに応じ、無償で電子的複製を提供する仕組みも有効であろう。

さらに、オンライン資料の利用促進に資するものとして、国立国会図書館が運用する各種資料の統合的検索サービスの検索対象とし、その検索結果から本文情報（有償販売サイトを含む。）へのナビゲートを行う仕組みも、インセンティブとして期待される。

³⁸ 平成 24 年中間答申 p.15

³⁹ 平成 22 年答申 p.21

5 おわりに

日本における「電子書籍元年」は、平成 22 (2010) 年である⁴⁰とも、平成 24 (2012) 年である⁴¹とも言われている。電子書籍を快適に利用するための閲覧デバイス、便利に入手するための電子書店サービス、そして多様なコンテンツが出揃ったことで、利用者の裾野が広がり始めた時期である。納本制度審議会としては、オンライン資料収集に関する平成 22 年答申、平成 24 年中間答申を示したタイミングでもある。

その後、平成 25 (2013) 年 7 月に無償かつ DRM の付されていないオンライン資料の制度収集が開始されたものの、有償等オンライン資料については、長らく、収集の在り方に係る模索が続けられてきた。電子書籍市場には新たなビジネス上の価値が内在していること、収集対象となるコンテンツに関連する技術の進化が早いこと等から、慎重な検討を要したものであり、国立国会図書館が有償等オンライン資料を収集し利用に供することに対して、様々な立場により、必ずしも賛同し後押しする声ばかりではなかったことも否定しない。

しかし、この間にも、世の中には多数のオンライン資料が生み出され、既に失われてしまったものも決して少なくないだろう。人々の生きた証と言える知的活動の成果が、どこにも残らずに失われてしまうことは、現代の私たちのみならず、後世の人々にとっても大きな損失であることを認識しなければならない。

国立国会図書館に求められる役割は、日本国民の知的活動の記録として、国内で発行された出版物を広く収集し、未来に継承していくことである。国立国会図書館が収集した出版物は、官民を問わない様々な流通や展開と有機的に補完しあって、知識の泉として人々に享受され、それにより新たな価値が創造される。そこで生み出された出版物が国立国会図書館に収集され、それがまた誰かの何かの糧となり、社会に還元される。この循環こそが文化の発展であり、そして真の意味での文化の連環は、創作者、出版者、読者、図書館その他の多くの欠くべからざる関係者の不断の努力と協力によってのみ、達成される。その環の中に、オンライン資料が一刻も早く組み込まれ、我が国の知識基盤の一部となることを望み、本答申の結びとする。

⁴⁰ 『電子書籍ビジネス調査報告書 2020』インプレス総合研究所, 2020.8, p.52

⁴¹ 「電子書籍(1)スマホ・タブレット・専用機器、端末 4000 万台、普及の土台-アマゾン・楽天、火付け役に」『日経産業新聞』2013.11.25

補論

(1) 優先的に収集すべきバージョンの選定基準

館法第 25 条第 1 項に規定する納本制度における「最良版」とは、同一内容のものが同一の発行者から同時期に複数の版で発行される出版物がある場合において、「文化財の蓄積及びその利用に資する」という納本の目的に最も適するものと定義される。

館法第 25 条の 4 に規定するオンライン資料の収集においては、「最良版」に関する定めはないが、本答申 3.1.3 で述べたとおり、オンライン資料の性質に鑑み、優先的に収集すべきバージョンを選定して収集する運用が考えられる。

優先的に収集すべきバージョンの選定基準として、現状においては、以下が想定される。

- 長期保存に適したもの（保存のための複製が容易なもの、テキスト抽出が容易なもの）
- 利用に際し汎用性が高いもの（特別な閲覧環境が不要なもの、視覚障害者等のアクセシビリティに配慮したもの）
- 規格が普及しているもの
- 内容が完全なもの

上記の基準の適用例を示すと、現状においては、次のとおりである。

- PDF > EPUB > その他のフォーマット
- テキスト有り PDF > テキスト無し PDF
- リフロー型 EPUB > 固定型 EPUB
- 全体版 > 分割版
- 高精細版 > 低解像度版

オンライン資料については、技術の進化や流通形態の変化が早いため、優先的に収集すべきバージョンの選定基準やその適用の仕方も変化し得る。「文化財の蓄積及びその利用に資する」というオンライン資料の収集目的を損なうことがないように十分に留意の上、状況の変化に対応し、効果的な収集に努められたい。

(2) 収集除外とすることができるリポジトリの認定基準

本答申 3.2.2 で述べた、営利企業で構成される組織が運営するリポジトリについて、「長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的とし」、「特段の事情なく消去されないと認められるもの」に該当するため収集除外となるコンテンツを収録していると認められる場合の基準は、以下のとおりである。

A. 長期継続性

1. 運営目的

(a) 指標

- 文化財の蓄積及びその利用に資することを目的の一つとしている。
- コンテンツ提供者に対し継続保存義務を負っている。
- 利用者に対し継続提供責務を負っている。

(b) 確認対象又は担保方法

- 運営に係る定款、約款
- コンテンツ提供者との契約内容
- 利用に係る規約

2. 運営主体

(a) 指標

- 非営利法人（一般社団法人、一般財団法人、公益法人、NPO 法人、社会福祉法人、学校法人等）が運営している。
- 複数の独立した法人の委託を受けた営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社等）が運営している。

(b) 確認対象又は担保方法

- 運営に係る定款、約款
- 事業報告書

3. 運営体制

(a) 指標

- 円滑な運営に十分な体制を構築している。
- 安定的運営に十分な財務基盤を有している。
- 収集機関としての国立国会図書館の役割と、その代替として期待されるリポジトリの役割を十分に理解し、国立国会図書館への定期報告等を誠実に行うことが見込まれる。

(b) 確認対象又は担保方法

- 事業報告書
- 財務諸表
- 国立国会図書館との覚書

4. 運営能力

(a) 指標

- 5年以上の安定的な運営実績がある。
- 5年以上の安定的な運営実績があるものとみなすことができる。
- 将来にわたって安定的な運営が見込まれる。

(b) 確認対象又は担保方法

- 事業報告書

B. 利用の担保

1. 一般向け

(a) 指標

- 広く一般に利用可能である（有償契約や会員登録が必要な場合を含む。）。
- 国立国会図書館が運用する各種資料の統合的検索サービスとのメタデータ連携により、収録コンテンツの存在を可視化できる。

(b) 確認対象又は担保方法

- 利用に係る規約
- 国立国会図書館との覚書

2. 国立国会図書館向け

(a) 指標

- 国立国会図書館の求めに応じて、利用権契約を締結することができる。

(b) 確認対象又は担保方法

- 利用に係る規約
- 国立国会図書館との覚書

C. コンテンツの保全

1. 保存方針

(a) 指標

- 原則として全てのコンテンツについて、少なくとも版違いが保存される。
- 例外的にコンテンツの削除や修正に応じる場合（プライバシー侵害、著作権侵害が判明した場合等）について、対応基準や方針が妥当な内容で定められている。

(b) 確認対象又は担保方法

- 運営に係る定款、約款
- コンテンツ提供者との契約内容

2. 移管方針

(a) 指標

- 運営停止や何らかの理由による配信停止に際して、国立国会図書館又は他のリポジトリにコンテンツを移管することが定められている。

(b) 確認対象又は担保方法

- 運営に係る定款、約款
- コンテンツ提供者との契約内容
- 国立国会図書館との覚書

(3) 覚書の標準記載事項

本答申 3.2.2 で述べた、営利企業で構成される組織が運営するリポジトリについて、「長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的とし」、「特段の事情なく消去されないと認められるもの」に該当するため収集除外となるコンテンツを収録していると認めるに際し、リポジトリ運営事業者との間で締結する覚書等に標準的に記載されるべき事項は、以下のとおりである。

A. 国立国会図書館の義務

- 収集対象からの除外

対象リポジトリに収録されているコンテンツは、長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的としているものであって、かつ、特段の事情なく消去されないと認められるため、収集の対象から除外する。

B. リポジトリ運営者の義務

- 文化財の蓄積及びその利用の保障

収録コンテンツについて、一般公衆が求めた場合に利用可能（有償・無償問わず、かつ差別的な利用条件を課することなく）である状態を保つ。

収録コンテンツの存在を明らかにするため、国立国会図書館が運用する各種資料の統合的検索サービスとのメタデータ連携を、両者合意した態様により行う。

- 国立国会図書館における利用の保障

収録コンテンツについて、国立国会図書館が求めた場合に、利用権契約（有償・無償問わず）等に基づき、国立国会図書館において利用可能とする。

- 運営状況の報告

リポジトリの運営状況について、定期的に（少なくとも年1回）、かつ求めがあった場合には随時、国立国会図書館に報告する。

- 提出資料の変更に係る通知

リポジトリ認定の申出に当たって提出した資料の内容に変更があった場合は、速やかに国立国会図書館に通知する。

- 利用停止時のオンライン資料提供

オンライン資料たる要件を満たす収録コンテンツについて、何らかの理由によりリポジトリにおける利用を停止する場合には、館法その他の適用法規に基づき、速やかに当該コンテンツを国立国会図書館に提供する。

- 運営終了時のオンライン資料提供等
リポジトリの運営を終了する場合には、オンライン資料たる要件を満たす全ての収録コンテンツを、館法その他の適用法規に基づき、速やかに国立国会図書館又は他の収集除外要件を満たすリポジトリに提供する。
- 国立国会図書館への提供に必要な権利関係の処理
収録コンテンツの利用停止、あるいはリポジトリの運営終了に際し、国立国会図書館等へ収録コンテンツを提供できるよう、必要な権利をあらかじめ取得する。
- 国立国会図書館との連絡窓口の設置
国立国会図書館との間で調整や報告等を円滑に行えるよう、連絡窓口を常設する。

C. 一般事項

- 覚書の効力
- 覚書の変更
- その他

国図収 1109072 号
平成 23 年 9 月 20 日

納本制度審議会会長
中山 信 弘 殿

国立国会図書館長
長 尾 真

諮 問 書

納本制度審議会規程（平成 9 年国立国会図書館規程第 1 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり諮問する。

（諮問）

平成 22 年 6 月 7 日付け納本制度審議会答申「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について

（説明）

上記答申においては、オンライン資料の収集及び利用に当たっての経済的補償について、(1) オンライン資料にはそもそも「印刷・製本」の工程、「作成部数」の概念が存在せず、また、「小売価格」に相当する額であるが、インターネット等において公衆に提示されている「価格」は当該資料の利用料としての「価格」であることを考慮すると、代償金の考え方を準用することは困難であること、(2) オンライン資料の納入のための複製はデジタル複製であり、納入のための複製の費用も補償を要するほどの額にはならず、この点でも代償金の考え方を準用するのは困難であること、(3) 利用形態が閲覧、複写及びレファレンスである限りにおいては、有体物の図書館資料の利用の場合と同様に、補償を要しないと考えられること、(4) オンライン資料の収集方法として送信による収集が行われる場合については、フォーマット変換、デジタル著作権管理（DRM）解除、メタデータの作成作業や送信のための手続に要する費用がオンライン資料の「納入に通常要すべき費用」に相当するものとして考えることもできることなどが記述されている。

この答申に基づいて国立国会図書館がオンライン資料の制度的収集を行うに際しては、費用補償の対象、補償額の具体的な水準及びその適正な算定方法について、特に中立・公正な観点から決定することが必要であると考えられる。

そこで、当該制度的収集について、費用補償の対象及び水準はいかなるものであるべきか、また、適正な補償額はいかにして算定すべきか、について調査審議をお願いしたい。

納本制度審議会委員・専門委員名簿

(五十音順)

(令和2年7月29日現在)

会 長		さいとう まこと 斎藤 誠	東京大学大学院法学政治学研究科教授
会長代理	◇ ●	ふくい けんさく 福井 健策	弁護士
委 員	○	うえむら やしお 植村 八潮	専修大学文学部教授
	◇	えがみ せつこ 江上 節子	武蔵大学社会学部教授
		えぐさ さだはる 江草 貞治	株式会社有斐閣代表取締役社長
	○	えんどう かおる 遠藤 薫	学習院大学法学部教授
	◆ ○	おくむら こうじ 奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	◇	おのでら まさる 小野寺 優	一般社団法人日本書籍出版協会理事
	◇	しげむら ひろふみ 重村 博文	一般社団法人日本レコード協会会長
	○	しばの きょうこ 柴野 京子	上智大学文学部新聞学科准教授
	○	ながえ あきら 永江 朗	日本文藝家協会電子書籍出版検討委員会委員
	◇ ○	ねもと あきら 根本 彰	東京大学名誉教授
		ひらばやし あきら 平林 彰	一般社団法人日本出版取次協会会長
	◇	ほりうち まるえ 堀内 丸恵	一般社団法人日本雑誌協会理事
		やまぐち としかず 山口 寿一	一般社団法人日本新聞協会会長
専門委員	○	さ さ き りゅういち 佐々木 隆一	一般社団法人電子出版制作・流通協議会監事
	○	ひぐち せいいち 樋口 清一	一般社団法人日本書籍出版協会専務理事兼事務局長

(委員 15 名、専門委員 2 名)

(注) ◆：代償金部会長

◇：代償金部会所属委員

●：オンライン資料の補償に関する小委員会小委員長

○：オンライン資料の補償に関する小委員会所属委員・専門委員

調査審議の経過

1. 納本制度審議会

(1) 第7期（平成23年6月1日～平成25年5月31日）

- 第21回（平成23年9月20日）

納本制度審議会規程（平成9年国立国会図書館規程第1号）第2条第1項の規定に基づき、国立国会図書館長から「平成22年6月7日付け納本制度審議会答申『オンライン資料の収集に関する制度の在り方について』におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」の諮問。これに対する調査審議のため、納本制度審議会議事運営規則（平成11年6月7日制定。以下「議事運営規則」という。）第10条の規定に基づき、第7期納本制度審議会において、オンライン小委員会を設置。

- 第22回（平成24年3月6日）

オンライン小委員会における調査審議の経過及び中間報告書の内容について了承。当該報告に基づき、納本制度審議会中間答申「オンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」を決定。結論に至らなかった事項について、納本制度審議会及びオンライン小委員会で引き続き検討することを確認。

- 第23回（平成25年3月28日）

平成24年中間答申を踏まえたオンライン資料収集制度化の進捗状況について、納本制度審議会事務局から報告。

(2) 第8期（平成25年7月1日～平成27年6月30日）

- 第24回（平成25年7月23日）

第8期納本制度審議会において、改めてオンライン小委員会を設置。

国立国会図書館長から「国立国会図書館法第25条の4第4項に規定する金額等に関する件（平成25年国立国会図書館告示第1号）第1項に規定する金額の決定について」（オンライン資料の提供に通常要すべき費用に相当する金額）の諮問。議事運営規則第7条の規定に基づき代償金部会に付託され、同日開催された代償金部会において議決。議事運営規則第8条の規定に基づき、代償金部会の議決をもって審議会の議決とされ、同日付で納本制度審議会答申「国立国会図書館法第25条の4第4項に規定する金額等に関する件（平成25年国立国会図書館告示第1号）第1項に規定する金額の決定について」⁴²を決定。

- 第25回（平成27年3月25日）

⁴² https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/council/s_toushin_7.pdf

オンライン小委員会における調査審議の状況について、小委員長から報告。実証実験を実施し、その結果を踏まえて有償等オンライン資料に関する検討を進めることを確認。

(3) 第9期：平成27年7月1日～平成29年6月30日

- 第26回（平成27年9月4日）

第9期納本制度審議会において、改めてオンライン小委員会を設置。

- 第27回（平成28年3月23日）
- 第28回（平成29年3月16日）

オンライン小委員会における調査審議の状況について、小委員長から報告。実証実験第1段階（平成27年12月1日～）を着実に進めることを確認。

(4) 第10期（平成29年7月1日～令和元年6月30日）

- 第29回（平成30年1月26日）

第10期納本制度審議会において、改めてオンライン小委員会を設置。

- 第30回（平成30年11月29日）

オンライン小委員会における調査審議の状況について、小委員長から報告。学術専門書系の電子書籍・電子雑誌の出版・流通の事情に関するヒアリング結果、実証実験第2段階（平成31年1月～）の実施想定を確認。

- 第31回（平成31年3月18日）

有償等オンライン資料制度収集に向けた検討の進め方について確認。

(5) 第11期（令和元年7月1日～令和3年6月30日）

- 第32回（令和元年8月5日）

第11期納本制度審議会において、改めてオンライン小委員会を設置。

- 第33回（令和2年12月11日）

実証実験（～令和2年1月）の結果について総括。有償等オンライン資料制度収集に向けた課題整理の方向性について了承。

2. オンライン資料の補償に関する小委員会

(1) 第7期

- 平成23年度第1回（平成23年10月20日）

国立国会図書館長からの諮問「平成22年6月7日付け納本制度審議会答申『オンライン資料の収集に関する制度の在り方について』におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」（平成23年9月2日）に対する調査審議。論点と検討の方向性を確認。

- 平成 23 年度第 2 回（平成 23 年 11 月 22 日）
同調査審議。平成 23 年度第 1 回及び第 2 回オンライン小委員の調査審議内容を中間報告書として取りまとめ、納本制度審議会に報告することを確認。

(2) 第 8 期

- 平成 25 年度第 1 回（平成 25 年 9 月 19 日）
- 平成 25 年度第 2 回（平成 26 年 3 月 13 日）
- 平成 26 年度第 1 回（平成 27 年 3 月 12 日）
平成 24 年中間答申において結論に至らなかった有償等オンライン資料の制度収集について調査審議。有償等オンライン資料の収集と利用に係る実証実験を行いながら様々な論点について検討を続けること、実証実験の準備を着実に進めることを確認。

(3) 第 9 期

- 平成 27 年度第 1 回（平成 28 年 3 月 23 日）
- 平成 28 年度第 1 回（平成 29 年 3 月 16 日）
実証実験（平成 27 年 12 月～）の実施状況を共有し、引き続き実証実験を着実に進めることを確認。

(4) 第 10 期

- 平成 29 年度第 1 回（平成 30 年 3 月 23 日）
学術専門書系の電子書籍・電子雑誌の出版・流通事情について、江草貞治一般社団法人出版梓会副理事長、金原優一般社団法人自然科学書協会理事及び金原俊一般社団法人日本電子出版協会会長からのヒアリングを実施。実証実験の実施状況を共有し、引き続き実証実験を着実に進めることを確認。

(5) 第 11 期

- 令和元年度第 1 回（令和元年 12 月 20 日）
電子書籍の制作・流通と長期保存について、溝口敦株式会社メディアドゥホールディングス執行役員及び野村虎之進株式会社モバイルブック・ジャーピー顧問からのヒアリングを実施。実証実験の実施状況を共有し、引き続き実証実験を着実に進めることを確認。
- 令和 2 年度第 1 回（令和 2 年 8 月 7 日）
実証実験（～令和 2 年 1 月）の実施結果について総括。
- 令和 2 年度第 2 回（令和 2 年 9 月 9 日）
リポジトリの運営について、田中敏隆一般社団法人日本電子書籍出版社協会常任幹事（図書館対応ワーキングチーム座長）からのヒアリングを実施。

- 令和2年度第3回（令和2年11月16日）
納本制度審議会による先行答申、実証実験、各種ヒアリングの結果を踏まえ、有償等オンライン資料制度収集に向けた課題整理の方向性について確認。
 - 令和2年度第4回（令和3年2月17日）
国立国会図書館長からの諮問「平成22年6月7日付け納本制度審議会答申『オンライン資料の収集に関する制度の在り方について』におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」（平成23年9月2日）に対する小委員会報告書の取りまとめについて調査審議。
 - 令和2年度第5回（令和3年3月5日）
同調査審議。小委員会報告書の内容について合意。納本制度審議会に小委員会報告書を提出することを確認。
3. 調査審議期間中（第7期～第11期）の納本制度審議会委員・専門委員一覧
- 納本制度審議会 会長
中山信弘（第7期～第10期）
斎藤誠（第11期、委員として第9期～第10期◆○）
 - オンライン資料の補償に関する小委員会 小委員長
福井健策（第7期～第11期◇●）
 - 委員（五十音順）
秋山耿太郎（第7期）
石崎孟（第7期～第9期◇）
植村八潮（第8期～第11期○、専門委員として第7期○）
内山斉（第7期）
江上節子（第9期～第11期◇）
江草貞治（第11期）
遠藤薫（第7期～第8期、第9期～第11期○）
相賀昌宏（第7期～第11期◇）
奥邨弘司（第11期◆○）
小野寺優（第11期◇）
角川歴彦（第7期～第10期）
岸本佐知子（第7期）
北川直樹（第7期◇）
近藤敏貴（第10期～第11期）
斉藤正明（第8期～第9期◇）

鹿谷史明（第9期～第11期◇）
重村博文（第10期～第11期◇）
柴野京子（第11期○）
白石興二郎（第8期～第10期）
永江朗（第8期～第11期○）
根本彰（第9期～第11期◇○）
野原佐和子（第8期～第10期）
濱野保樹（第7期～第8期）
平林彰（第9期～第10期、第11期）
藤井武彦（第8期～第9期）
藤本由香里（第7期～第8期◇）
古屋文明（第7期～第8期）
堀内丸恵（第11期◇）
三輪眞木子（第7期）
山口寿一（第11期）
山崎厚男（第7期）
山本隆司（第7期～第8期◇○）
湯浅俊彦（第7期～第8期◇○）

• 専門委員（五十音順）

大久保徹也（第7期○）
片寄聰（第8期○）
佐々木隆一（第8期～第11期○）
三瓶徹（第7期～第10期○）
樋口清一（第9期～第11期○）

(注) ◆：代償金部会長

◇：代償金部会所属委員

●：オンライン資料の補償に関する小委員会小委員長

○：オンライン資料の補償に関する小委員会所属委員・専門委員

第 33 回納本制度審議会議事録

日 時： 令和 2 年 12 月 11 日（金）13 時 00 分～14 時 15 分
場 所： Web 会議システムによるリモート開催
出席者： 斎藤誠会長、福井健策会長代理、植村八潮委員、江上節子委員、江草貞治委員、遠藤薫委員、奥邨弘司委員、小野寺優委員、重村博文委員、柴野京子委員、永江朗委員、根本彰委員、堀内丸恵委員、佐々木隆一専門委員、樋口清一専門委員

会次第：

1. 委員委嘱の報告
2. 国立国会図書館長挨拶
3. 事務局からの報告（令和元年度資料収集状況、令和元年度出版物納入状況、令和 2 年度代償金予算及び令和元年度代償金支出実績）
4. 代償金部会の審議経過報告
5. オンライン資料の補償に関する小委員会の審議経過報告
6. 電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業について
7. 有償等オンライン資料制度収集に向けた課題の整理について
8. その他

配布資料：

- （資料 1） 所属委員・専門委員名簿
- （資料 2） 国立国会図書館の資料収集状況（令和元年度末時点）
- （資料 3） 資料別納入実績（最近 3 年間）
- （資料 4） 納入出版物代償金 予算額と支出実績（最近 5 年間）
- （資料 5） 第 16 回代償金部会における審議の概要について
- （資料 6） 令和元年度第 1 回オンライン資料の補償に関する委員会における審議の概要について
- （資料 7） 令和 2 年度第 1 回オンライン資料の補償に関する委員会における審議の概要について
- （資料 8） 令和 2 年度第 2 回オンライン資料の補償に関する委員会における審議の概要について
- （資料 9） 令和 2 年度第 3 回オンライン資料の補償に関する委員会における審議の概要について
- （資料 10） 電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業について
- （資料 11） 有償等オンライン資料制度収集に向けた課題の整理について
- （参考資料 1） 第 32 回納本制度審議会議事録
- （参考資料 2） 国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）（抄）
- （参考資料 3） 納本制度審議会規程（平成 9 年国立国会図書館規程第 1 号）
- （参考資料 4） 納本制度審議会議事運営規則（平成 11 年 6 月 7 日納本制度審議会制定）
- （参考資料 5） 国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程（平成 25 年国立国会図書館規程第 1 号）
- （参考資料 6） 国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件（平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号）
- （参考資料 7） 国立国会図書館法第 25 条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件（昭和 50 年国立国会図書館告示第 1 号）

議事録：

(開会) 定足数の確認等

会長：それでは、定刻となりましたので、第33回納本制度審議会を開催いたします。本日は、委員の皆様におかれましてはお忙しいところ御出席くださいまして、誠にありがとうございます。

本日は15名の委員中、現在、12名の方々に御出席いただいておりますので、定足数は満たされております。また、本日は、専門委員の皆様にも御出席いただいております。

それでは初めに、事務局から、配付資料の説明をお願いします。

事務局：〔配布資料について説明〕

また、議事の進行に関し1点お願いがございます。御発言の際は、ミュート解除してからお話しいただき、御発言が終わりましたら、その都度、ミュートにさせていただくようお願い申し上げます。また、議事録作成のため、会議を録画させていただいております。どうぞ御了承ください。事務局からは以上です。

〔委員1名出席〕

(会次第1) 委員委嘱の報告

会長：それでは早速、会次第1に入ります。委員の委嘱について、事務局から報告があります。

収集書誌部長：事務局から御報告いたします。資料1、通しページ1を御覧ください。今般、委員の交代がございましたので、新規に委嘱された方を御紹介いたします。

まず、一般社団法人日本書籍出版協会理事長の交代に伴い、相賀昌宏委員の委嘱を解き、小野寺優委員に委嘱しました。代償金部会への所属もお願いしております。また、一般社団法人日本出版取次協会会長の交代に伴い、近藤敏貴委員の委嘱を解き、平林彰委員に委嘱しました。そして、一般社団法人日本雑誌協会理事長の交代に伴い、鹿谷史明委員の委嘱を解き、堀内丸恵委員に委嘱しました。代償金部会への所属もお願いしております。

いずれも、令和2年7月29日付で、前任委員の補欠として委嘱させていただいたもので、納本制度審議会規程第4条第2項ただし書の規定により、委嘱の期間は発令日から令和3年6月30日までとなります。

御報告は以上です。

会長：ありがとうございました。ただ今御紹介がありましたように、新たな委員をお迎えいたしました。皆様、どうぞよろしく願いいたします。

(会次第2) 国立国会図書館長の挨拶

会長：それでは、会次第2に移ります。国立国会図書館長から御挨拶をいただく予定でしたが、本日、急きょ御欠席とのことでございます。田中副館長が、吉永館長の御挨拶について代読をなさるとのことです。よろしく願いいたします。

副館長：副館長の田中でございます。本日、館長の吉永が欠席させていただくことになり、大変申し訳ございません。挨拶文を預かっておりますので、代読させていただきます。

ます。

本日は、御多用中のところ国立国会図書館納本制度審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、本年4月1日付けで、第17代国立国会図書館長を拝命いたしました。また、昨年12月24日付けで、田中久徳が副館長に就任いたしました。両名とも、どうぞよろしく願いいたします。

さて、館長就任以来はじめての納本制度審議会となりますので、一言、御挨拶させていただきます。

法律に基づく納本制度等による資料の収集は、国立国会図書館のあらゆる活動の基盤であり、わが国の文化的資産を蓄積し、国政審議に資するとともに広く国民の皆様が図書館サービスを提供するという当館の使命を果たすために、必要不可欠なものであります。

この納本制度等の改善及び適正な運用のため、納本制度審議会の委員、専門委員の皆様方には、よろしく御指導、御鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

特に、直近の課題である有償又は技術的な制限がある状態で配信されているオンライン資料の収集の在り方につきましては、納本制度審議会において継続して御審議をいただいているところであり、また、出版界・著作権者等の関係者の御理解と御協力のもと、収集と館内利用に関する実証実験を行ったところでございます。

国立国会図書館としましては、有償等オンライン資料の制度収集の施行に向けて一層努めて参りたいと考えておりますので、当審議会におかれましても、引き続きの御審議をお願い申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症という思いもよらぬ奇禍に見舞われまして、当館においても、一時的に臨時休館を余儀なくされ、現在も抽選予約制による入館制限を行わざるを得ない状況が続いております。図書館としての存在意義が問われる中で、特にデジタル資料への社会的ニーズの高まりと、デジタル時代の新たな図書館サービスの担い手として期待される役割の大きさを実感しているところでございます。

斎藤会長をはじめ、委員及び専門委員の皆様方には、御経験と御知見に基づく多様な御意見を交換していただき、納本制度等の一層の充実、円滑な運用に向けて引き続き御審議をいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

以上、代読させていただきました。

会長：どうもありがとうございました。ここで、他の御公務もありますので、田中副館長は退席されるとのことです。

副館長：ではこれで、失礼いたします。よろしく願い申し上げます。

〔副館長退席〕

(会次第3) 事務局からの報告

会長：続いて、会次第3に入ります。事務局からの報告です。まずは資料の収集状況等について、よろしく願いします。

収集書誌部長：〔令和元年度資料収集状況について、資料2に基づき説明〕

事務局：〔令和元年度出版物納入状況、令和2年度代償金予算及び令和元年度代償金支出実績について、資料3、4に基づき説明〕

会長：ただ今の事務局からの報告につきまして、何か御質問や御意見はございますか。それから、先ほど発言の手順について、まずはビデオをオンにさせていただいて、そのうえでミュートを解除していただくようにと事務局から説明がありました。一点補足しますと、その際リアルに挙手をお願いします。チャット機能や Webex の挙手機能ではなくて、リアルに挙手していただきましたら、私の方で、順次指名させていただきますので、よろしくをお願いします。それでは、今の報告につきまして、何かございますか。よろしいですか。そうしましたら、続きまして会次第 4 に進みます。

(会次第 4) 代償金部会の審議経過報告

会長：代償金部会の審議経過について、部会長から報告があります。奥邨部会長、よろしくをお願いします。

委員：それでは私から、昨年 8 月 5 日、前回の納本制度審議会の後に開催されました第 16 回代償金部会の議決について御報告をさせていただきます。資料 5、通しページ 5 になります。まず、私が委員の互選によりまして代償金部会の部会長に選出されました。続きまして、江上委員を部会長代理に指名させていただきました。私からの御報告は以上になります。

会長：ありがとうございました。今の御報告につきまして、何か御質問や御意見はありますか。よろしいですか。それでは、次に進ませていただきます。

(会次第 5) オンライン資料の補償に関する小委員会の審議経過報告

会長：会次第 5、オンライン資料の補償に関する小委員会の審議経過について、まず小委員長から報告があります。福井小委員長、よろしくをお願いします。

委員：それでは御報告いたします。前回の審議会以降、計 4 回の小委員会を開催いたしました。最初に、昨年の 12 月 20 日、令和元年度第 1 回のオンライン小委員会について、資料の 6、通しページ 6 を御覧ください。まず、有償等オンライン資料制度収集に向けた課題について、事務局から説明をいただきました。続いて、電子書籍の制作・流通と長期保存の状況について調査するために、電子取次事業者の方からのヒアリングを行いました。概要については、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：概要について御説明いたします。

令和元年 12 月 20 日の 14 時から 16 時まで、株式会社メディアドゥホールディングス及び株式会社モバイルブック・ジャーピーの 2 社の方に対してヒアリングを実施いたしました。ヒアリング項目は、電子書籍の一般的な制作・流通フロー、電子取次の機能、電子書籍データの保管状況、電子書籍の特殊な制作・流通フロー等についてであり、これらについて報告者からの報告と委員からの質疑応答を行いました。主な発言内容について抜粋して御紹介いたします。

- 電子書籍の一般的な制作・流通フローという観点では、版元から電子取次に渡される電子書籍ファイルには DRM が付与されておらず、電子取次において、電子書店毎に必要な DRM や書誌情報を付与した上で納品している。
- 電子書籍データの保管状況という観点では、電子取次においては、オリジナルデータは当然のこととして、DRM を付与した商品データ、各種バックアップデータ等、複数バージョンのファイルを保管しており、購入済エンドユーザの再ダウンロード

ドに定める必要があるため保管しているファイルの削除は行っていない。
ヒアリングの概要は、以上です。

委員：続きまして、8月7日に開催した令和2年度第1回オンライン小委員会について、資料7、通しページの9を御覧ください。1月末をもって終了しました電子書籍・電子雑誌実証実験事業の総括について、事務局から説明があり、関連する質疑応答が行われました。詳細については、この後、会次第6として取り扱われるとのことですので、ここでは割愛させていただきます。

続いて、9月9日に開催した令和2年度第2回のオンライン小委員会について、資料8、通しページ11を御覧ください。オンライン資料の収集制度においては、「長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的としているものであって、かつ、特段の事情なく消去されないと認められるもの」に該当する場合、収集対象から除外されるわけですが、これに該当する可能性がある民間リポジトリの構築に向けて準備中である事業者の方から、リポジトリ運営の想定についてヒアリングを行いました。概要については、事務局から説明をお願いします。

事務局：では、概要について御説明いたします。

令和2年9月9日の10時から11時45分まで、一般社団法人日本電子書籍出版社協会（電書協）の方に対してヒアリングを実施いたしました。ヒアリング項目は、リポジトリ構想の概要、収録コンテンツの概要、運営体制に関して、公衆への利用提供、コンテンツの保存、運営の安定性などについてであり、これらについて報告者からの報告と委員からの質疑応答を行いました。主な発言内容について抜粋して御紹介いたします。

- 電書協は、出版業界団体自らが責任をもって電子書籍データを保存しオンライン資料収集制度に対応するため、また、多様な出版文化の維持継続するため、令和3年3月から、リポジトリの運用を開始する予定であり、運用開始当初は10万点以上をミラーサイトで保管する想定である。
- 公衆に対する提供は「電子文庫パブリ」により行われる。
- コンテンツの保存については、電子書籍の場合、基本的に絶版という状況にはならず、何らかの理由で配信停止になったコンテンツも削除せずに保管することとなるが、その場合は公衆が利用可能とは言えないため、リポジトリから当館へ移管するか、他の受け皿を探すことを原則とする。
- 電書協は大手版元で構成されており、リポジトリの運営に当たっては業界団体等と協力関係にあるため安定した運営が見込まれるが、万が一リポジトリの運営を停止する場合には、DRMを解除したうえで当館や他のリポジトリへコンテンツを移管する仕組みを設ける。

ヒアリングの概要は、以上です。

委員：ありがとうございました。続きまして、11月16日に開催した令和2年度第3回オンライン小委員会について、資料9、通しページ13を御覧ください。これまでの審議会の先行答申や、御紹介いたしました小委員会でのヒアリング結果、そして実証実験の結果等を踏まえまして、有償等のオンライン資料の制度収集に向けた課題整理の方向性について、事務局から説明があり、関連する質疑応答が行われました。詳細については、この後、会次第7として取り扱われるとのことですので、ここでは割愛させていただきます。小委員会からの御報告は以上です。

会長：ありがとうございました。ただ今の福井小委員長からの報告につきまして、詳細は会次第6、7で取り扱われるわけですが、この段階で、何か御質問、御意見は

ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、次に進ませていただきます。

(会次第 6) 電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業について

会長：会次第 6、電子書籍・電子雑誌実証実験事業についてです。先ほど、福井小委員長から御報告がありましたように、令和 2 年度第 1 回のオンライン小委員会で議題になりました。まずは、事務局からの御説明をお願いします。

事務局：〔電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業について、資料 10 に基づき説明〕

なお、この御報告に関する小委員会での御議論を御紹介させていただきます。資料 7 を御覧ください。本件を小委員会で御報告させていただいた際の主な発言内容について記載してあります。抜粋して御紹介いたします。

- 現行法下で認められている利用による出版ビジネスへの影響と、今後発生する可能性がある利用拡大への懸念とは、区別して論じるべきではないか。
- 昨今のコロナ禍により、フェーズが大きく変わったのではないか。民業圧迫という観点だけでなく、社会的なニーズに答えていくという観点も必要だろう。
- NDL が電子書籍を収集すると、国民からより広く利用に供すべきという要望が出るのが予想される。出版社には、そのような利用拡大に対する懸念があり、それを解いていくことが必要。
- 民間リポジトリについては、運営主体の倒産や運営費用過多により継続できなくなる可能性もあり、サービスの永続性が保証されていない。リポジトリの運営終了時や電子書籍の販売停止の場合のコンテンツの取扱いについて担保を考える必要がある。

御説明は以上です。

会長：ありがとうございます。続きまして福井小委員長から総括をお願いします。

委員：福井でございます。まずは、5 年にもわたりました実証実験事業につきまして、ここまで広範な議論を尽くしていただきましたことについて、職員の皆様、電書協の皆様、そして有識者、委員の皆様から心から御礼申し上げたいと思います。本当に御苦勞様でした。例えば、権利処理の相当な苦勞と一言で仰っている中にも、大変な苦勞が詰まっていたことは想像に難くないところであります。またこの中で示された諸課題、特に合意文書や、当事者の納得のいく利用ルール作りの重要性、あるいはリポジトリの永続性の担保等、今後についても大きな示唆をいただいたものと思います。この実証実験の結果は、この後、会次第 7 で取り扱う有償等オンライン資料制度収集に向けた課題整理の方向性に反映されております。

会長：どうもありがとうございます。それでは、電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業について、何か御質問や御意見はありましたらよろしく願いいたします。この段階ではよろしいでしょうか。そうしましたら、会次第 7 に進みます。

(会次第 7) 有償等オンライン資料制度収集に向けた課題の整理について

会長：有償等オンライン資料制度収集に向けた課題の整理についてです。こちらも先ほど、福井小委員長から御報告がありましたように、令和 2 年度第 3 回のオンライン小委員会で議題になりました。まずは、事務局から説明をお願いします。

事務局：〔有償等オンライン資料制度収集に向けた課題の整理について、資料 11 に基づ

き説明]

なお、本件を小委員会において御説明させていただいた際の主な発言内容については資料9、通しページ13を御覧ください。特に民間リポジトリについて多数の御指摘、御意見を頂戴したところではありますが、ごくごく簡単にまとめますと次のとおりとなります。

- 営利企業で構成される組織が運営主体であるリポジトリを「長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的とし」「特段の事情なく消去されないと認められるもの」に該当するため収集除外と認めるには、悪意のある「収集逃れ」を防ぐためにも、該当性の判断基準を具体的に検討する必要がある。
- 収集除外リポジトリへの該当性の判断基準は、オンライン小委員会における議論の結果として、小委員会報告書、審議会答申の原案に盛り込むべきである。
- 運営主体が株式会社であり単独で自社コンテンツのみを収録しているような場合や、日本法人を有するグローバル企業である場合も収集除外リポジトリとして認定し得るかは、引き続き検討が必要である。
- デジタル時代の図書館サービスの在り方は、来館困難者の利用機会確保等の重要な視点を含むが、市場で流通している資料の提供等は将来的な課題である。
- オンライン資料本体への補償がない点については、代償金が支払われる納本制度との対比で、発行者から素朴な反発があるかもしれない、NDLには丁寧な説明を求めたい。

なお、先ほど説明いたしました資料11につきましても、このような小委員会での御議論を踏まえ、当初案を加筆修正し、委員の皆様にご確認いただいたうえで本審議会に提出させていただいたものであります。

御説明は以上となります。

会長：ありがとうございました。続けまして、福井小委員長から総括をお願いします。

委員：福井でございます。この度の課題の整理案に関しましては、御覧いただいたとおり、収集の方法、あるいは持続性や利用可能性の条件に関連して、リポジトリとして認める際の基準や協定書の考え方、また今後の利用のルールの内、特に権利者からの許諾を含むというようなことも記載されています。そして補償、特に収集のインセンティブの内、この中にはデータバックアップ機能を国会図書館が果たしていくというような特筆すべき事項も含まれています。こうした多くの視点を提供いただきました上で、小委員会でも本当に真剣な議論が委員の間で交わされたところであり、小委員会において検討した課題整理の方向性について、本日の審議会でも御議論いただきまして、引き続き、小委員会としての報告書のとりまとめを行いたいと考えております。以上です。

会長：ありがとうございました。それでは、有償等オンライン資料制度収集に向けた課題の整理につきましても、御質問や御意見を御覧いたします。いかがでしょうか。

委員：大変広範な御議論をいただき、明確になっていると思いますけれども、特に収集に際しての、政策的補償その他のインセンティブというところが大変興味深く拝見させていただきました。やはり、この部分がある程度魅力的なものになっていないと、積極的な収集というのは難しいかと思っております。ちょっと本論からずれてしまうかもしれませんが、このデータバックアップ機能というところで、提供者自らの求めに応じて提供する仕組みが考えられるとありますが、著作権者との関係で何か整理が必要かと思っております。例えば出版社と著作権者が必ずしも友好的とは限らないケースも

ありまして、出版社の意向に沿わないで著作権者の方からデータをダウンロードして使ってしまうとか、逆のケースもあるかもしれません。出版社と著作権者との関係はどのように考えるとよろしいのでしょうか。

会長：今の点、参照箇所を確認しておきますと、資料11の通しページ91ページですね。4.3あたりですが、御指摘は、2つ目の点、この場合の出版社だけでなく、著作権者が考えられるのではないか、その両者の関係について、両者に対してどう提供していくのか、という御指摘であったと思います。この点について、いかがでしょうか。福井小委員長、あるいは小委員会のメンバーの方。

委員：まずは事務局の方で、この間、出版社の皆様等と話し合われた、また内部的に議論された内容があれば、その御説明をいただくのがよろしいと考えますがいかがでしょうか。

会長：ではまずは事務局から、調査結果や意見等をお願いいたします。

事務局：事務局からお答えいたします。まずこのデータバックアップ機能といいますのは、先ほど御説明したとおり、まだ実現していないものでございます。今後こういうことができたらいよいよ、実際に出版社の方から御提案いただいた内容となります。我々としましても前向きに捉えて、実現に向けて努力していきたいという意味で書かせていただきました。ですので、実際まだどういうふう運用していくのか全然決まっていないところですが、一つの考え方としては、実際に紙の本で行っている全文複写というサービスがございます。その際には、著作権者の許諾書を持ってきていただいて、出版社や、全文複写の場合には出版社に限らず利用者の方が著作権者の許諾を得れば、著作権法の規定を超えて全部を複写できる、許諾に基づく複製という位置付けで行っているものがありますので、それが参考になるかと思っております。出版物の複製に当たりますので、権利者の方の許可を得ないといけないと思っておりますので、出版社の方であっても、自由にデータを出し入れするというのは難しいかなと現時点では考えているところです。

収集書誌部長：補足させていただいてもよろしいでしょうか。

会長：はい、どうぞ。お願いします。

収集書誌部長：もう一つ、出版社との関係では、復刻・翻刻という事例が多いかと思っております。せっかく作って世に出していただいた本を、第三者が許諾を得て使用する場合に、使用料を徴収しているのは事実なので、再利用に関する環境の整備も今回のターゲットに置きながら、ぜひとも国会図書館に電子データを預けていただいて、インセンティブという意味では、出版社、作られた方に使い勝手の良い再使用の環境を整えていきたいというところです。制度的にはまだ詰めきれていないことでもありますが、構想としてはその方向で出版社にインセンティブ的な還元をしていきたいと考えているところでございます。補足させていただきました。

委員：福井です。

会長：はい、福井小委員長お願いします。

委員：今の御意見に賛成でありまして、少し考えてみても著作権法の制限規定で、著作

権者の許諾なく全文データを渡せる根拠がないのではないかと思ったのですね。いずれにしても積極的協力をいただく意味で、ここは権利者の同意に基づく出版社の御要望でコピーの提供を行うというのがやはりスムーズであろうなあと考えたところでした。以上です。

会長：今の点について、よろしいですか。

委員：はい、いろいろな可能性、特に孤児作品に基づいた復刻等、新しいサービスの可能性が眠っていると思いますので、今後よい制度設計をしていただければと思います。ありがとうございました。

会長：どうもありがとうございました。今の点に関連してでも、あるいは新しい論点でも結構ですけれども、御質問、御意見を引き続きお願いいたします。いかがでしょうか。

そうしますと、恐縮ですが私の方から一点だけ、質問というよりコメントです。ページでいいますと、90ページから91ページにかけての部分、「4 補償」についてのところです。ここでは補償について従来の書籍の補償と対比しつつ、分析をまずしていただいて、さらにそこから、先ほど御意見のやりとりのありました政策的補償というところに進んでおられます。補償の要否というものは、事業の性質、時代の変化によっていろいろ考えなければならないので、このように事柄の性質に即して分析し、一定の方向性を示されているというのは、意義のあることだと考えます。その上で、この制度がどんどん使われて、アクターが乗っていただけるような政策的なインセンティブを、補償ということだけではなく多角的に考えようということも、非常に重要だと考えます。古典的な補償だけ考えて、補償が必要か否かと二つに切り分けられるかといいますと、現在の様々な事業形態からするとなかなか難しいわけで、政策的なインセンティブも含めて全体として合理的な制度になっているかが法的な評価という点で重要になってくると考えますので、この方向性で議論をさらに詰めていただければと思う次第です。少し長くなりましたが、コメントを述べさせていただきました。これから、この資料11の課題の整理に基づいてさらに小委員会で御議論いただき、それを再度この審議会で審議し、答申に取りまとめていくと、こういう方向になるわけですけれども、何かございましたら御遠慮なく。よろしいでしょうか。

収集書誌部長：会長よろしいでしょうか。

会長：はい、お願いします。

収集書誌部長：会長からお言葉もいただいたので、政策的補償その他のインセンティブとひとくくりで話しますが、出版される方にできるだけ協力してもらえることは国立国会図書館としても大事なことだと思っております。ここに3点書きましたが、他の手段、利用についてできるだけ対価をお支払いするというのをさらに強化していく方向として、利用権契約の充実を考えております。幅広いコンテンツについて国立国会図書館で利用できる環境作りが当然重要になりますので、利用権契約という形で、コンテンツ作成側に経済的な還元をしていける部分があるのではと、これは国立国会図書館側も誠意をもって予算の執行を図るということで考えていることの一つです。補足させていただきました。

会長：どうもありがとうございます。福井小委員長お願いします。

委員：今会長から、また山地部長から言っていたことに議論の大きなポイントがあるような気がいたします。私自身「補償」に関する小委員長を務めて参りましたが、その間の議論が単に金銭的な補償だけではない、本当の意味でのインセンティブとは何なのかというところに集約してきたことに、この長期にわたった議論の一つの意味もあったのかなという気がするところです。単に形式的な金銭補償を付けますと、わずかな利用の場合にごく少額になってしまい、振り込み手数料の方が高いといういわゆるマイクロペイメントの問題にぶつかってしまいます。それに比べて、今回の4.3に記載されている証明機能、それからバックアップ機能、そして検索と有償販売への誘導機能は、いってみれば極めて現代的な、収集機関としての国会図書館の果たせる役割の方向性すら示したものであって、これは出版社の皆様のお知恵、提案から出てきたところも大きいと思いますけれども、ここを大いに進化させていくこと、そして山地部長もおっしゃっていた個別の利用契約に基づく対価とそれとを組み合わせることで、そこに今後の道筋はあるのではないかと考えました。以上となります。

会長：どうもありがとうございました。他にこの会次第7全体につきまして、御質問や御意見ございませんでしょうか。よろしいですか。それでは、報告された方向性に沿って、オンライン小委員会において、有償等オンライン資料の制度収集に関する報告書の取りまとめを行っていただくことにいたします。報告書は、審議会としての最終答申の原案となる形で、取りまとめをお願いいたします。小委員会の皆様におかれましては、引き続きよろしくをお願いいたします。

委員：承知いたしました。

(会次第8) 今後の日程

会長：それでは会次第8、今後の日程につきまして、事務局から説明をお願いします。

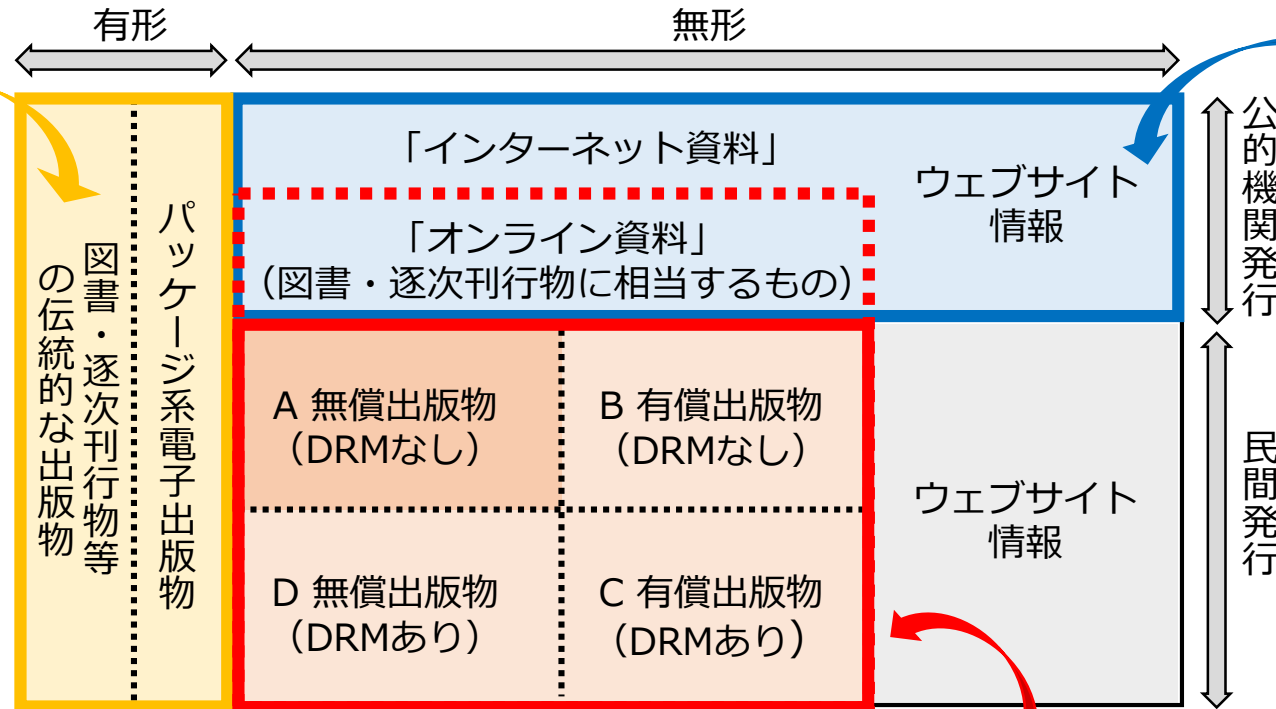
収集書誌部長：今後の日程について御説明いたします。

本日、有償等オンライン資料の制度収集に向けた課題整理の方向性について、納本制度審議会においても御了承いただき、引き続き、小委員会において、最終答申の原案となる報告書を取りまとめるよう御指示があったところで、努力してまいりたいと考えております。スケジュールでございますが、今年度第4四半期にオンライン小委員会を開催し、報告書の取りまとめに向けた審議を行っていただけるよう、福井小委員長の御指示のもとで事務局として必要な準備をしております。審議会の答申は、その後ということになりますが、詳細については、改めて斎藤会長、福井小委員長と御相談させていただきたいと考えております。以上です。

会長：今後の日程等の今の説明について、何か御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。予定されている議題や報告は以上で終了いたしました。この際何か御意見、御質問等はございますか。よろしいですか。事務局からは何かありますか。よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第33回納本制度審議会の会次第は全て終了いたしました。本日はこれにて散会といたします。なかなかコロナの状況は落ち着きませんが、皆様、引き続き御健勝のほどをお祈りいたします。どうもありがとうございました。

(14時15分終了)

<国立国会図書館法に規定する制度に基づく資料収集イメージ図>



納本制度

- 館法第24条～第25条の2に基づく。
- 昭和23年～（パッケージ系は平成12年～）
- 国内で発行された図書、逐次刊行物、小冊子、楽譜、地図、パッケージ系電子出版物（CD、DVD等）等の有形の出版物が収集対象。

<詳細>

<https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/deposit.html>

<参考>

制度に基づく収集以外にも、購入や寄贈等の手段により選択的に収集している。

例)

- 古典籍、政治史料、外国で発行された資料等
- 民間のウェブサイト（公益法人、私立大学、政党、国際的・文化的イベント関連、東日本大震災関連等のウェブサイトを中心に許諾が得られたものを収集し、WARPにより提供）
- 有償オンライン資料（学協会のオンライン資料を中心に許諾が得られたものを収集し、国立国会図書館デジタルコレクションにより提供）

インターネット資料収集制度

- 館法第25条の3に基づく。
- 平成22年～（許諾に基づく選択的収集は平成14年～）
- 公的機関のウェブサイトが収集対象。
- 公的機関のオンライン資料はインターネット資料としてウェブサイトごと収集。
- 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により提供。

<詳細>

<https://www.ndl.go.jp/jp/collect/internet/index.html>

オンライン資料収集制度（eデポ）

- 館法第25条の4に基づく。
- 平成25年～
- 民間発行の電子書籍・電子雑誌等が収集対象。
- 現在は、無償かつDRMなし（A群）に限って収集。
- 今回の答申は、有償又はDRMあり（B,C,D群）について、収集や補償の在り方に結論を出したものの。
- 国立国会図書館デジタルコレクションにより提供。 <https://dl.ndl.go.jp/>

<詳細>

<https://www.ndl.go.jp/jp/collect/online/index.html>

有償等オンライン資料制度収集に向けた課題の整理について

平成 24 年の国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）（以下「館法」という。）一部改正により、私人が出版（公開）するオンライン資料¹を国立国会図書館（以下「NDL」という。）が収集し保存することが可能となった。

無償かつ DRM（技術的制限手段）のないオンライン資料については、平成 25 年 7 月からオンライン資料収集制度（e デポ）による収集を開始したが、有償又は DRM の付されているオンライン資料（以下「有償等オンライン資料」という。）については、補償の在り方や技術面の課題について検討を要するため、当分の間、提供を免除するものとされている。

有償等オンライン資料の制度収集に向けた課題について、現行制度、納本制度審議会による先行答申²、納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会（以下「オンライン小委員会」という。）における各種ヒアリングの結果³、電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業の結果⁴等を踏まえると、以下のように整理することができる。

1 収集について

収集対象及び収集方法については、以下のとおりである。

1.1 コード及びフォーマット

- 現状、特定のコード（ISBN、ISSN、DOI）が付与されているもの又は特定のフォーマット（PDF、EPUB、DAISY）で記録されているものを収集対象としている⁵。
- 収集対象とすべきコード及びフォーマットについては、出版流通状況の変化等に応じて見直す必要がある。
- 流通しているフォーマットのまま収集することを原則とするが、長期的な保存・利用の観点から、特定のフォーマットに変換したものを収集することも考えられる⁶。

1.2 DRM

- 長期的な保存・利用の観点から、市場において DRM が付された状態で流通している場合であっても、DRM の付されていない状態のファイルを収集対象とすべきである。
- 出版者が元データを制作し、電子取次事業者又は電子書店が DRM を付与、電子書店が DRM 付きで配信するのが有償等オンライン資料の一般的な制作・流通フローとされている⁷。原則として、NDL への提供義務を負うのは出版者であるが、実務的には、提供義務を負う者の依頼に基づき、収集対象とすべき DRM が付されていないファイルを保持する電子取次事業者等が NDL への提供作業を代行することも想定

¹ インターネット等で出版（公開）される電子情報で、図書又は逐次刊行物に相当するもの（電子書籍、電子雑誌等）。

² 答申「[オンライン資料の収集に関する制度の在り方について](#)」（平成 22 年 6 月 7 日）（以下「平成 22 年答申」という。）、[中間答申「オンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」](#)（平成 24 年 3 月 6 日）（以下「平成 24 年中間答申」という。）

³ [学術専門書系の電子書籍・電子雑誌の出版・流通事情に関するヒアリング](#)（平成 29 年度第 1 回オンライン小委員会）、[電子書籍の制作・流通と長期保存に関するヒアリング](#)（令和元年度第 1 回オンライン小委員会）、[リポジトリの運営に関するヒアリング](#)（令和 2 年度第 2 回オンライン小委員会）

⁴ [「電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業について」](#)（令和 2 年度第 1 回オンライン小委員会資料 2）（以下「実証実験事業について」という。）

⁵ 「国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額に関する件」（平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号）（以下「告示」という。）第 2 項及び第 3 項

⁶ 平成 22 年答申 pp.23-24

⁷ 「電子書籍の基礎知識」（「実証実験事業について」別添 4）

される。

1.3 バージョン違い及び最良版

- 内容に増減又は変更がある場合、原則として、各バージョンが収集対象となる⁸。冊子体の「版違い」に相当する本質的な差異が認められる場合、文化財の蓄積及びその利用に資するという収集目的⁹に鑑みても、各バージョンを収集する必要がある。
- オンライン資料の性質上、冊子体の「刷違い」に相当する字句訂正等の軽微な差異が認められるバージョンが多数ある場合や、同一内容が複数のフォーマットで流通している場合がある。このような場合、代表的なバージョンを最良版として収集する運用が考えられる¹⁰。
- 図書の一章や雑誌論文等、著作の一部分のみで流通している場合、原則として流通単位で収集するものと考えられるが、完全なバージョンを収集できることが明らかでない場合は、一部分のみのバージョンを収集対象から除外することが考えられる¹¹。

1.4 収集方法

- 現状、収集プログラムを用いた「自動収集」、ウェブフォームからアップロードする「送信」、記録媒体に格納して郵送する「送付」の3方法¹²があるが、大量提供の場合にはファイル転送システムを活用する等、個別の事例に応じて提供者の作業負担を軽減するよう努めるべきである。

2 収集除外について

文化財の蓄積及びその利用に資するという収集目的の達成に支障がない場合に認められる、法令上の収集除外の要件¹³については、以下のとおりである。

2.1 同一版面

- 「前に納入された図書又は逐次刊行物と同一の版面で構成されるものである」旨の「申出を受け」、「館長が確認した場合」、収集対象から除かれる¹⁴。
- 単に内容が同じというだけではなく、レイアウトも含めて同一である場合（固定レイアウト型）に適用される概念であり、使用するデバイスによってレイアウトが変化するリフロー型には適用されないものと考えられる。

2.2 リポジトリ

- 「長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的とし」、「特段の事情なく消去されないと認められるもの」は、収集対象から除かれる¹⁵。
- 現状、学術研究機関が運営する機関リポジトリは、上記に該当するものとして収集対象から除かれているが、営利企業で構成される組織が運営するリポジトリについても、要件への合致状況次第では、これに該当する可能性がある。
- 特に営利企業で構成される組織が運営するリポジトリについては、悪意のある者に

⁸ 館法第25条の4第2項第2号。納本制度においても同様に規定されている。（館法24条第3項）

⁹ 館法第25条の4第1項

¹⁰ 平成22年答申 pp.20-21。なお、パッケージ系電子出版物については、「パッケージ系電子出版物の国立国会図書館法第25条第1項に規定する最良版の決定の基準及び方法に関する件」（平成12年国立国会図書館告示第3号）において最良版の決定基準が定められている。

¹¹ 平成22年答申 p.20

¹² 館法第25条の4第2項第1号、「国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程」（平成25年国立国会図書館規程第1号）（以下「規程」という。）第2条

¹³ 館法第25条の4第2項第3号、規程第3条

¹⁴ 規程第3条第2号

¹⁵ 規程第3条第3号

よる「収集逃れ」を排除できるよう、運営目的・体制、公衆（NDLを含む。）への利用提供方法、コンテンツ保存方法（修正・削除方針の妥当性を含む。）をあらかじめ確認する必要がある。また、リポジトリの運営停止や何らかの理由による配信停止時のコンテンツの取扱い（NDLや他のリポジトリへの移管等）、定期的な運営状況報告（提供停止コンテンツの情報共有を含む。）及びNDLとのメタデータ連携の実施について、NDLとリポジトリ運営者の協定書等により担保する必要がある。

- 上記の確認に用いる基準（運営主体の在り方を含む。）、協定書等の標準的記載事項は、あらかじめ具体的に定める必要があり、さらなる検討を要する。

3 利用について

図書館資料としての閲覧及び複製物の提供については、以下のとおりである。

3.1 閲覧

- 有体物の図書館資料と同等の利用形態（NDL 館内閲覧、同時閲覧制御）であれば、出版ビジネスを阻害するほどの影響は認められない¹⁶。
- 市場において有償で流通するオンライン資料について、NDL 館内利用者に限らず、国内の公共図書館等からも利用できる形で提供する場合は、電子図書館サービス等の出版ビジネスを阻害する可能性がある¹⁷。
- オンライン資料への社会的ニーズは高まっており、出版ビジネスへの配慮の一方で、権利者の許諾が得られる場合にはインターネット公開を可能とする等、利便性を向上させる取組も求められる。

3.2 複製

- 有体物の図書館資料と同様に、調査研究を目的とした著作物の一部分のプリントアウトは、著作権法上、著作権者の許諾を要せずに行うことが可能である¹⁸。

3.3 その他

- 出版業界には将来の利用サービス拡大に対する漠然とした不安や懸念が認められる。それを払拭するためにも、利用提供方法についての明確なルール作りが必要である。

4 補償について

補償については、以下のとおりである。

4.1 ファイル本体

- NDL へ提供するための複製費用は軽微であり、補償を要するほどの額にはならず、利用による経済的損失についても、有体物と同等の利用形態（NDL 館内閲覧、プリントアウト）に限れば、補償を要しない¹⁹。

4.2 提供に係る手続費用

- 必要最小限度の項目に限る場合のメタデータ付与に係る費用、NDL への送信作業に係る費用は、軽微であることから補償を要しない²⁰。

¹⁶ 「実証実験事業について」 p.5

¹⁷ 「実証実験事業について」 p.5

¹⁸ 平成 22 年答申 p.25

¹⁹ 平成 22 年答申 p.28、平成 24 年中間答申 p.4、pp.9-13

²⁰ 平成 24 年中間答申 pp.9-13。なお、オンライン資料を識別するために必要なメタデータ項目は、告示第 4 項において定められている。

- オンライン資料の制作・流通フローを踏まえ、DRM を付与する前段階のファイル提供を前提とすれば、DRM 解除費用については補償を要しない。
- 平成 24 年中間答申で指摘された有償かつ DRM 付きオンライン資料の大量提供に伴う特別な作業負荷²¹は、特別なメタデータ項目の付与を求めず、上記 1.4 で述べた大量提供に対応する収集方法を用意することを前提とすれば、必ずしも、別途補償についての検討を要するほどではない。
- 平成 24 年中間答申で指摘された非ダウンロード型資料、専用端末型資料の提供に伴う特別な作業負荷²²は、元データを制作した出版者から DRM が付与されていないデータを収集することを前提とすれば、別途検討する必要はない。
- 現状、記録媒体に格納して送付する場合の媒体費用と送料は補償の対象とされている²³。これについては、引き続き補償が必要である。
- 上記 1.2 で述べたオンライン資料の代行提供が大規模に行われ、平成 24 年中間答申で指摘された重複調査、出版情報の把握、督促等の付加的な作業²⁴の実施も可能である等、効率的な資料収集に資すると認められる場合は、代行提供の仕組みを積極的に活用することも考えられる。その場合、提供に係る一連の作業に見合う対価を支払うことが考えられる。

4.3 政策的補償その他のインセンティブ

- 著作の真正性（＝改変されていないこと）や刊行日（＝受入日以前）の判断に資するものとして、NDL によるオンライン資料の受入証明が考えられる²⁵。
- オンライン資料のデータバックアップ機能として、NDL が収集し保存するデータについて、その提供者自らの求めに応じ、無償で電子的複製を提供する仕組みが考えられる。
- オンライン資料の利用促進に資するものとして、NDL が運営する統合的な検索サービスの検索対象とし、検索結果から本文情報（有償販売サイトを含む。）へのナビゲートを行う仕組みが考えられる。

5 その他

以下の点についても、留意する必要がある。

5.1 出版情報の可視化

- NDL が制度に基づき収集した資料のみならず、収集対象外となるリポジトリに収録されているオンライン資料についてもメタデータ連携を行い統合的に検索できるようにすることで、有体物・無体物を問わず、国内発行資料に関する出版情報の総体を可視化することが望まれる。

5.2 アクセシビリティへの配慮

- オンライン資料の収集や利用提供に際しては、視覚障害者等の読書環境の整備のため、上記 1.3 で述べた最良版の選択等の点でアクセシビリティに配慮する必要がある。

²¹ 平成 24 年中間答申 p.13

²² 平成 24 年中間答申 pp.13-14

²³ 告示第 1 項

²⁴ 平成 24 年中間答申 p.15

²⁵ 平成 22 年答申 p.21

国立国会図書館法（抄）

（昭和二十三年二月九日法律第五号）

改正

同	昭和二十四年	六月	六日法律第九十四号
同	三十年	一月二十八日	同 第三号
平成	六年	七月	一日同 第八十二号
同	十一年	四月	七日同 第三十一号
同	十二年	四月	七日同 第三十七号
同	十四年	三月三十一日	同 第六号
同	十六年	十二月	一日同 第四百四十五号
同	十七年	四月	十三日同 第二十七号
同	十七年	七月	六日同 八十二号
同	十七年	十月二十一日	同 百二号
同	十九年	三月三十一日	同 十号
同	十九年	三月三十一日	同 十六号
同	十九年	六月	六日同 七十六号
同	十九年	六月	十三日同 八十二号
同	十九年	六月二十七日	同 百号
同	二十年	四月二十五日	同 二十号
同	二十一年	三月三十一日	同 十号
同	二十一年	七月	十日同 七十三号
同	二十三年	五月	二日同 三十九号
同	二十四年	六月二十二日	同 三十二号
同	二十六年	五月二十一日	同 四十号
同	二十八年	五月十八日	同 四十号
同	二十八年	十一月二十八日	同 八十九号

第一章 設立及び目的

（略）

第二条 国立国会図書館は、図書及びその他の図書館資料を蒐集し、

国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、更に日本国民に対し、この法律に規定する図書館奉仕を提供することを目的とする。

（略）

第八章 一般公衆及び公立その他の図書館に対する奉仕

第二十一条 国立国会図書館の図書館奉仕は、直接に又は公立その他の図書館を経由して、両議院、委員会及び議員並びに行政及び司法の各部門からの要求を妨げない限り、日本国民がこれを最大限に享受することができるようにしなければならない。この目的のために、館長は次の権能を有する。

- 一 館長の定めるところにより、国立国会図書館の収集資料及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報を、国立国会図書館の建物内で若しくは図書館相互間の貸出しで、又は複写若しくは展示によつて、一般公衆の使用及び研究の用に供する。かつ、時宜に応じて図書館奉仕の改善上必要と認めるその他の奉仕を提供する。

（略）

第十章 国、地方公共団体、独立行政法人等による出版物の

納入

第二十四条 国の諸機関により又は国の諸機関のため、次の各号の

いずれかに該当する出版物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。以下同じ。）が発行されたときは、当該機関は、公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換の用に供するために、館長の定めるところにより、三十部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

一 図書

二 小冊子

三 逐次刊行物

四 楽譜

五 地図

六 映画フィルム

七 前各号に掲げるもののほか、印刷その他の方法により複製した文書又は図画

八 蓄音機用レコード

九 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した物

② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

一 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一

項に規定する独立行政法人

二 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

三 特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。）のうち、別表第一に掲げるもの

③ 前二項の規定は、前二項に規定する出版物の再版についてもこれを適用する。ただし、その再版の内容が初版又は前版の内容に比し増減又は変更がなく、かつ、その初版又は前版がこの法律の規定により前に納入されている場合においては、この限りでない。

第二十四条の二 地方公共団体の諸機関により又は地方公共団体の諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）（これらに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては五部以下の部数を、町村（これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては三部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前条第一項に

規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市が設立した法人その他の都道府県又は市の諸機関に準ずる法人にあつては四部以下の部数を、町村が設立した法人その他の町村の諸機関に準ずる法人にあつては二部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項に規定する港務局

二 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社

三 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社

四 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社

五 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

六 特殊法人等のうち、別表第二に掲げるもの
③ 前条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

第十一章 その他の者による出版物の納入

第二十五条 前二条に規定する者以外の者は、第二十四条第一項に規定する出版物を発行したときは、前二条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、発行の日か

ら三十日以内に、最良版の完全なものを国立国会図書館に納入しなければならない。但し、発行者がその出版物を国立国会図書館に寄贈若しくは遺贈したとき、又は館長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

② 第二十四条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「納入」とあるのは「納入又は寄贈若しくは遺贈」と読み替えるものとする。

③ 第一項の規定により出版物を納入した者に対しては、館長は、その定めるところにより、当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額を、その代償金として交付する。

第二十五条の二 発行者が正当の理由がなくて前条第一項の規定による出版物の納入をしなかつたときは、その出版物の小売価額（小売価額のないときはこれに相当する金額）の五倍に相当する金額以下の過料に処する。

② 発行者が法人であるときは、前項の過料は、その代表者に対して科する。

第十一章の二 国、地方公共団体、独立行政法人等のインターネット資料の記録

第二十五条の三 館長は、公用に供するため、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知

覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたものをいう。以下同じ。）を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができ

る。

② 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、自らが公衆に利用可能とし、又は自らがインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされているインターネット資料（その性質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、前項の目的の達成に支障がないと認められるものとして館長の定めるものを除く。次項において同じ。）について、館長の定めるところにより、館長が前項の記録を適切に行うために必要な手段を講じなければならない。

③ 館長は、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者に対し、当該者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料のうち、第一項の目的を達成するため特に必要があるものとして館長が定めるものに該当するものについて、国立国会図書館に提供することができ、この場合において、当該者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

第十一章の三 オンライン資料の記録

第二十五条の四 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外

の者は、オンライン資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるものうち、図書又は逐次刊行物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。）に相当するものとして館長が定めるものをいう。以下同じ。）を公衆に利用可能とし、又は送信したときは、前条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、館長の定めるところにより、当該オンライン資料を国立国会図書館に提供しなければならない。

② 前項の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しない。

一 館長が、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者から、当該者が公衆に利用可能とし、又は送信したオンライン資料を、前項の規定による提供を経ずに、館長が国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することを求める旨の申出を受け、かつ、これを承認した場合

二 オンライン資料の内容がこの条の規定により前に収集されたオンライン資料の内容に比し増減又は変更がない場合

三 オンライン資料の性質及び公衆に利用可能とされ、又は送信された目的に鑑み前項の目的の達成に支障がないと館長が認めた場合

四 その他館長が特別の事由があると認められた場合

③ 館長は、第一項の規定による提供又は前項第一号の承認に係るオンライン資料を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することに より収集することができる。

④ 第一項の規定によりオンライン資料を提供した者（以下この項において「提供者」という。）に対しては、館長は、その定めるところにより、同項の規定による提供に関し通常要すべき費用に相当する金額を交付する。ただし、提供者からその交付を要しない旨の意思の表明があつた場合は、この限りでない。

(略)

附 則（平成十二年四月七日法律第三十七号）抄

(略)

2 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十四条第一項第六号に該当する出版物については、当分の間、館長の定めるところにより、同条から第二十五条までの規定にかかわらず、その納入を免ずることができる。

(略)

附 則（平成十六年十二月一日法律第四百十五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。「以下略」

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に発行された出版物の納入については、

なお従前の例による。

(略)

附 則（平成十七年七月六日法律第八十二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。「以下略」

附 則（平成十七年十月二十一日法律第二百二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。「以下略」

(施行の日)平成十九年十月一日)

附 則（平成十九年三月三十一日法律第十号）

1 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。「以下略」

2 この法律の施行前に国立国会図書館が寄贈又は遺贈を受けた出版物に係るこの法律による改正前の国立国会図書館法第二十五条第四項に規定する全日本出版物の目録であつて出版されたものの送付については、なお従前の例による。

附 則（平成十九年三月三十一日法律第十六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条、附則第四条第一項及び第五項、附則第五条から第十二条まで並びに附則第十三条第二項から第四項までの規定 平

成十九年十月一日

二 「略」

附 則（平成十九年六月六日法律第七十六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。「以下略」

（政令で定める日）平成二十年一月一日

附 則（平成十九年六月十三日法律第八十二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条並びに附則第七条、第八条、第十六条、第二十一条から第二十四条まで、第二十九条、第三十一条、第三十三条、第三十五条及び第三十七条の規定 平成二十年一月三十一日までの間において政令で定める日

（政令で定める日）平成十九年十月一日

- 二 第四条並びに附則第十四条、第十五条、第十七条、第二十五条から第二十八条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条、第三十六条及び第三十八条の規定 平成二十年四月三十日まで
- の間において政令で定める日

（政令で定める日）平成二十年四月一日

附 則（平成十九年六月二十七日法律第百号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令で定める日）平成十九年八月十日

（旧法の効力）

第二条 この法律による廃止前の総合研究開発機構法（以下「旧法」という。）の規定による総合研究開発機構であつてこの法律の施行の際現に存するもの（以下「機構」という。）については、旧法（第三条、第四条第二項から第六項まで及び第二章の規定を除く。以下同じ。）の規定は、この法律の施行の日から機構が解散をする場合にあつてはその清算結了の登記の時、次条に規定する組織変更をする場合にあつてはその組織変更の効力が生ずる時までの間（以下「旧法適用期間」という。）は、なおその効力を有する。

（国立国会図書館法等の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条 附則第三十一条及び附則第三十二条の規定による改正前の次に掲げる法律の規定は、旧法適用期間中は、なおその効力を有する。

- 一 国立国会図書館法別表第一総合研究開発機構の項
- 二〇八 「略」

附 則（平成二十年四月二十五日法律第二十号）

この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、別表第一日本中央競馬会の項の次に一項を加える改正規定は日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の施行の日から、別表第二の改正規

定は公布の日から施行する。

(施行の日) 平成二十二年一月一日)

附 則 (平成二十一年三月三十一日法律第十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第五条並びに附則第五条第三項から第六項まで及び第七条から第十五条までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令で定める日) 平成二十一年六月一日)

附 則 (平成二十一年七月十日法律第七十三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十五条の第三項の規定は、この法律の施行の際現に公衆に利用可能とされている同条第一項のインターネット資料及びこの法律の施行後に公衆に利用可能とされた同項のインターネット資料について適用する。

附 則 (平成二十三年五月二日法律第三十九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項及び第四十七条並びに附則第二十二条から第五十一条までの規

定は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年六月二十二日法律第三十二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。

(提供の免除)

第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法(次条において「新法」という。)第二十五条の四第一項に規定するオンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法によりオンライン資料の閲覧又は記録を制限する手段であつて、オンライン資料の閲覧若しくは記録のために用いられる機器(以下「閲覧等機器」という。)が特定の反応をする信号をオンライン資料とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は閲覧等機器が特定の変換を必要とするようオンライン資料を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。)が付されているものについては、当分の間、館長の定めるところにより、同項の規定にかかわらず、その提供を免ずることができる。

(経過措置)

第三条 新法第二十五条の四第一項の規定は、この法律の施行後に公衆に利用可能とされ、又は送信された同項に規定するオンライ

ン資料について適用する。

附 則（平成二十六年五月二十一日法律第四十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内

において政令で定める日から施行する。「以下略」

（政令で定める日）平成二十六年八月十八日

別表第一（第二十四条関係）

名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
使用済燃料再処理機構	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）

別表第二（第二十四条の二関係）

日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第九号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

名称	根拠法
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）

（注）第十八条及び第三十条の条文中の「々」は、二の字点を置き換えたものである。

納本制度審議会規程

(平成九年一月二十二日国立国会図書館規程第一号)

改正 平成 十一年 四月 一日国立国会図書館規程第二号

同 二十年 四月 一日同 第二号

同 二十五年 五月 三十日同 第一号

(目的及び設置)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)第十章及び第十一章に規定する出版物の納入に関する制度、法第十一章の二に規定するインターネット資料の記録に関する制度並びに法第十一章の三に規定するオンライン資料の記録に関する制度(以下「納本制度等」という。)の改善及びその適正な運用に資するため、国立国会図書館に、納本制度審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、国立国会図書館長(以下「館長」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 納本制度等に関する重要事項
 - 二 法第二十五条第三項に規定する代償金の額及び法第二十五条の四第四項に規定する金額に関する事項
- 2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、館長に意見を述べることができる。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

(委員)

- 第四条** 委員は、学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。
- 2 委員の委嘱期間は、二年とし、再委嘱されることを妨げない。ただし、補欠の委員の委嘱期間は、前委員の残存期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

- 第五条** 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第六条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

(部会)

第七条 審議会に、その所掌事務に係る事項のうち、第二条第一項第二号に掲げる事項を担当させるため、代償金部会(以下「部会」

という。)を置く。

- 2 部会に属すべき委員は、館長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

第八条 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第九条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、国立国会図書館収集書誌部において処理する。

(雑則)

第十一条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 抄

1 この規程は、平成九年一月二十二日から施行する。

附 則 (平成十一年四月一日国立国会図書館規程第二号) 抄

1 この規程は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十年四月一日国立国会図書館規程第二号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年五月三十日国立国会図書館規程第一号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、改正法の施行の日から施行する。

(施行の日) 平成二十五年七月一日

納本制度審議会議事運営規則

(平成十一年六月七日制定)

改正 平成 十五年三月 十三日

同 二十一年十月 十三日

同 二十五年七月二十三日

(招集)

第一条 納本制度審議会(以下「審議会」という。)は、会長が招集する。

(議事)

第二条 会長は、審議会の議長となり、議事を整理する。

第三条 発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。
い。

第四条 動議は、賛成者がなければ議題とすることができない。

第五条 審議会は、議事に関し必要があると認めるときは、専門委員を審議会に出席させ、当該専門事項に関し意見を求めることができる。

(部会)

第六条 代償金部会(以下「部会」という。)は、部会長が招集する。

第七条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条第三項に規定する代償金の額及び同法第二十五条の四第四項に規

定する金額に関する事項については、会長は、これを部会に付託するものとする。

第八条 前条の場合においては、部会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、会長が重要であると認めるときは、この限りでない。

第九条 部会長は、部会における調査審議の経過及び議決を次の審議会に報告するものとする。

(小委員会)

第十条 会長は、特定の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 小委員会に小委員長を置き、その小委員会に属する委員のうちから、会長がこれを指名する。

第十一条 小委員会は、小委員長が招集する。

第十二条 小委員長は、小委員会における調査審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(準用)

第十三条 第二条から第四条までの規定は、部会及び小委員会の会議に準用する。

(議事録)

第十四条 会長は、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を調整する。

一 審議会の開催日時及び場所

二 出席した委員の氏名

三 議題

四 議事の概要

五 その他必要な事項

第十五条 議事録は、国立国会図書館収集書誌部収集・書誌調整課において作成する。

(議事録等の公開)

第十六条 議事録その他審議会の資料については、原則として、公開するものとする。

(雑則)

第十七条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他運営に
関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、平成十一年六月七日から施行する。

2 納本制度調査会議事運営規則(平成九年三月三日納本制度調査
会決定)は、廃止する。

国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程

(平成二十五年五月三十日国立国会図書館規程第一号)

(オンライン資料)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)第二十五条の四第一項に規定する館長が定めるものは、次に掲げるもの(機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なもの並びに次条に規定する方法により提供することができないものを除く。)とする。

- 一 公衆に利用可能とし、又は送信する際に、図書若しくは逐次刊行物の流通のために使用されるコード(特定の図書又は逐次刊行物を識別するための番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。)又は当該コードに類するものであって館長が定めるものが付与されているもの
- 二 文字、図形等を結合し、閲覧、複製及び頒布に適した形で記録することを主な目的とする記録方式として館長が定めるものにより記録されているもの(目次、索引その他のこれに附帯するものを含む。)

(提供の方法)

第二条 法第二十五条の四第一項の規定により法第二十四条及び第

二十四条の二に規定する者以外の者が同項のオンライン資料(以下単に「オンライン資料」という。)を国立国会図書館に提供する方法は、次のいずれかの方法とする。

- 一 オンライン資料及び当該オンライン資料の題名、作成者その他のオンライン資料を識別するために必要な情報として館長が定めるもの(以下「メタデータ」という。)を、国立国会図書館が提供する送信用情報システムを利用して送信する方法
- 二 オンライン資料及び当該オンライン資料のメタデータを、館長が定める記録媒体に、館長が定める記録方式により記録し、郵送する方法

(収集目的の達成に支障がない場合)

第三条 法第二十五条の四第二項第三号に規定する館長が認めた場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 オンライン資料が当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の事務に係る申込み、承諾等をし、又は受けることを目的とするものである場合
- 二 オンライン資料が前に納入された図書又は逐次刊行物と同一の版面で構成されるものであることにつき、当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の申出を受け、館長が確認した場合
- 三 オンライン資料が長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的としているものであって、かつ、特段の事情な

く消去されないと認められるものである場合

(法第二十五条の四第四項に規定する金額の決定手続)

第四条 法第二十五条の四第四項に規定する金額は、館長が、納本制度審議会に諮問し、決定する。

(提供の免除)

第五条 オンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第三十二号。以下「改正法」という。)附則第二条に規定する技術的制限手段が付されているものについては、当分の間、その提供を免ずる。

(公示)

第六条 館長は、第一条第一号のコード及び当該コードに類するもの、同条第二号の記録方式、第二条第一号の情報、同条第二号の記録媒体及び記録方式並びに第四条第一項の金額を定めたときは、官報により公示するものとする。

(委任)

第七条 この規程に定めるもののほか、オンライン資料の記録に關し必要な事項は、館長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規程は、改正法の施行の日から施行する。

(施行の日)平成二十五年七月一日)

(法第二十五条の四第四項に規定する金額の決定手続に關する特

例)

2 この規程の施行後初めて、館長が法第二十五条の四第四項に規定する金額を決定する場合には、第四条の規定にかかわらず、納本制度審議会に諮問することを要しない。

国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する

金額等に関する件

(平成二十五年五月三十日国立国会図書館告示第一号)

改正	平成二十六年六月	十八日国立国会図書館告示第一号
	同 二十七年六月	九日同 第一号
	同 二十八年五月三十一日同	第二号
	同 二十九年六月	一日同 第一号
	同 三十年五月	三十日同 第二号
令和	元年七月	一日同 第一号

(国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額)

1 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条の四第四項に規定する金額は、国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程(平成二十五年国立国会図書館規程第一号以下「規程」という。)第二条第一号に規定する方法による提供については零とし、同条第二号に規定する方法による提供については次に掲げる金額の合計額とする。

- 記録媒体の購入に要する金額 記録媒体一点につき九十四円
- 送付に要する金額 郵送に要する最低の料金に相当する金額

(規程第一条第一号のコード)

2 規程第一条第一号のコードは、次のとおりとする。

- 産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X〇三〇五で定

める国際標準図書番号

二 日本産業規格X〇三〇六で定める国際標準逐次刊行物番号

三 国際標準化機構の規格第二六三二四号で定めるデジタルオブジェクトアイデンティファイアー

(規程第一条第二号の記録方式)

3 規程第一条第二号の記録方式は、次のとおりとする。

- PDF方式
- E P U B方式
- D A I S Y方式

(規程第二条第一号の情報)

4 規程第二条第一号の情報は、次のとおりとする。

- 題名
- 作成者
- 出版者(オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者をいう。)
- 出版日(オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した日をいう。)
- オンライン資料に複数の版が存在する場合は、版に関する情報
- オンライン資料が規程第一条第一号に掲げるものである場合は、同号に規定するコードの情報
- オンライン資料がハイパーテキストトランスファープロトコ

ルにより公衆に利用可能とされた場合は、ユニフォームリソースケーター

(規程第二条第二号の記録媒体)

- 5 規程第二条第二号の記録媒体は、日本産業規格X六二四九に適合する直径百二十ミリメートルのディスクとする。

(規程第二条第二号の記録方式)

- 6 規程第二条第二号の記録方式は、ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇六、X〇六〇七又はX〇六〇九で定める方式とし、記録媒体への記録を完了した時には、日本産業規格X六二四九で定めるファイナライズの処理を行い、追記不可の状態とするものとする。

附 則

この告示は、平成二十五年七月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年六月十八日国立国会図書館告示第一号)

- 1 この告示は、平成二十六年六月十八日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、平成二十六年六月十八日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十七年六月九日国立国会図書館告示第一号)

- 1 この告示は、平成二十七年六月九日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四

項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、平成二十七年六月九日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十八年五月三十一日国立国会図書館告示第二号)

- 1 この告示は、平成二十八年五月三十一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十九年六月一日国立国会図書館告示第一号)

- 1 この告示は、平成二十九年六月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (平成三十年五月三十日国立国会図書館告示第二号)

- 1 この告示は、平成三十年五月三十日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年七月一日国立国会図書館告示第一号)

1 本件は、令和元年七月一日から施行する。

2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する 出版物の代償金額に関する件

(昭和五十年一月三十日国立国会図書館告示第一号)

改正	昭和五十六年	十月二十七日	国立国会図書館告示第一号
	同	五十七年十二月二十八日	同
	同	五十七年十二月二十八日	同
	平成 十一年	三月二十四日	同
	同	十二年 九月二十七日	同
	同	二十三年 十月 十二日	同
			第三号
			第一号
			第四号
			第二号

1 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第二十五条の規定により納入する出版物の代償金額は、次の各号の区分に従い国立国会図書館の館長が定める金額（当該出版物の出版に通常要すべき費用が当該各号に定める最高の割合の金額を超えるもの、小売価格の表示のないものその他当該各号の規定と異なる取扱いを要すると認めるものについては、その都度納本制度審議会に諮って定める金額）に、当該出版物の納入に要する金額を加算した金額とする。

一 図書（点字版のものを除く）、蓄音機用レコード及びパッケージ系電子出版物（国立国会図書館法第二十四条第一項第九号に該当する出版物をいう。以下この号において同じ。）については、小売価格（パッケージ系電子出版物にあつては、電気通信回線に接続しない状態での使用に係る小売価格）の四割以上六割以下の金額。ただし、蓄音機用レコードについては、小

売価格の四割未満の金額とすることができる。

二 マイクロ写真資料については、小売価格の五割以上七割以下の金額

三 図書、雑誌、新聞その他の出版物で点字版のものについては、小売価格の四割以上八割以下の金額

四 前三号に規定する出版物を除き、雑誌、新聞その他の出版物については、小売価格の四割以上五割以下の金額

2 前項の規定により加算することのできる当該出版物の納入に要する金額は、次の各号に掲げるものとする。

一 送付に要する金額 郵送に要する最低の料金に相当する金額
二 納入の一括代行事務に要する金額 出版物一点につき百五十円以上百七十円以下の範囲内で館長が定める金額

3 前項第二号に規定する金額の加算は、出版物の納入事務を一括して代行する者として館長が指定するものに対して行う。

附 則

1 この告示は、昭和五十年一月三十日から施行する。

2 国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件（昭和二十四年国立国会図書館告示第一号）は、廃止する。

附 則

（昭和五十六年十月二十七日国立国会図書館告示第一号）
この告示は、昭和五十六年十月二十七日から施行する。

附 則

（昭和五十七年十二月二十八日国立国会図書館告示第三号）

この告示は、昭和五十八年一月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月二十四日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年九月二十七日国立国会図書館告示第四号）

この告示は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十月十二日国立国会図書館告示第二号）

この告示は、平成二十三年十月十二日から施行する。